

令和4年第4回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和4年9月5日（月） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1 番	馬 場 高 志	8 番	菰 方 英 二
2 番	野 口 裕 子	9 番	徳 永 伸 行
3 番	原 田 勝	10 番	古 賀 知 文
5 番	古 賀 靖 子	11 番	小 畠 裕 司
6 番	北 島 好 昭	12 番	中 島 宗 昭
7 番	益 田 隆 一	13 番	中 島 和 正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	境 公 雄	税務町民課長	中 村 和 也
副 町 長	益 田 富 啓	健康福祉課長	田 中 美和子
教 育 長	北 原 孝 徳	産業振興課長	広 松 栄 治
総 務 課 長	池 末 行 成	建設水道課長	荒 巻 尊 己
まちづくり課長	野 田 昌 志	こども未来課長	内 藤 智 之
財務会計課長	山 口 龍 也		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村 九州生

7. 議案の題目

- ① 会期の決定について
- ② 町長のあいさつ
- ③ 一般質問

8. 議事

○議長

それでは皆様改めましておはようございます。

○町長

令和4年9月第4回大木町議会定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

現在、非常に強い台風11号が北上し今後、徐々にその影響が出ることで懸念をされております。

執行部におかれては、避難場の開設、住民の皆さんへ安全の確保のための情報の提供、また周知活動など、万全の対策を願いたいと思います。

議会といたしましても、本日からの審議の進捗におきまして、町内の状況を注視し、その対応も柔軟に考えていきたいと考えておりますので、まずは、町民の皆さんの不安の払拭に全力を傾けていたきたいと思います。

そうした中、議員各位におかれましては、公私とも大変御多忙のところ、全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会には議案として、13本報告5件、諮問1件の諮問1件が提出されておりますが、その中におきましても、令和3年度決算を審議する重要な議会でもあります。

各事業が、想定のとおり、実施出来、効果が上がったのか。

さらに工夫を求めるところはないのか。

新年度の予算編成に向け、各議員それぞれの知見を十分に発揮していただき、住民の代弁者として、活発な議論が展開されることを期待し、大会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名。

従いまして、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和4年第4回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、堤代表監査委員にも出席をお願いしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月29日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。

中島宗昭委員長。

皆さんおはようございます。

去る8月29日、議会運営委員会を開催し、令和4年第4回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から9月28日までの24日間と決定しておりますので、御協力をお願いし、委員長報告といたします。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、会期を本日から9月28日までの24日間と決定することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

従って、日程第1、会期の決定については、本日から9月28日までの24日間と決定いたしました。

委員長、御報告ありがとうございました。

日程第2、ここで、議案審議に入る前に、町長の挨拶を許します。境町長。

○町長

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回大木町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月議会冒頭挨拶では、毎年、豪雨災害の状況を、報告をさせていただいておりましたが、幸い、今年は今のところ、豪雨による浸水被害は発生をいたしておらず、安堵しているところでございます。しかし、これから本格的な、台風シーズンを迎え、現在、接近している。

台風11号は、最悪のコースは、逃れるものの、まだまだ予断を許さず、避難所の開設や、浸水被害を防ぐための、先行排水を実施するなど、町民の皆さんの安全確保など、台風対策には、万全を期してまいります。

山ノ井川流域におきましては、昨年まで、4年、連続で浸水被害に見舞われましたが、福岡県の御尽力により、十間橋までの、護岸かさ上げ工事が完了し、流域の浸水対策が着実に進んでおります。今後、正原橋のかけかえ工事の完了を含め、令和5年度、早期に事業が完成するよう、福岡県のほうに、引き続き要望をしてまいります。

今年は、筑後地域では、大きな浸水被害はなかったものの、山形県や新潟県など全国各地で大きな被害が発生をいたしました。

今年も世界中で、異常気象による深刻な災害が多発、常態化しており、気候崩壊は、年々深刻さを増しています。

本町は、令和元年12月に気候非常事態宣言を公表しており、気候変動の様々なリスクを町民の皆さんと共有し、脱炭素社会や災害に強い、まちづくりを、しっかり進めていかなければならないと考えています。

続きまして、本町における、新型コロナウイルス感染、状況で、ございますが、オミクロン株の、流行により、感染者は、1月以降、8月末までで、2627人、中でも、7月が771人、8月は959人と、急激に増加をいたしました。

最近では少し減少傾向にあるものの、新学期も始まり、予断を許さない状況でございます。

変異株は感染しやすいものの、重症化はしにくい傾向にあり、ワクチン接種と、基本的な感染対策を徹底しながら、社会経済活動を両立させるウィズコロナ対策を続けることになるかと考えております。

ワクチン接種状況におきましては、8月26日現在、3回目の接種者が、全町民で60.75%、65歳以上では91.32%、4回目の接種に関しましては、65歳以上で64.8%となっています。

オミクロン株に対応した、5回目のワクチン接種が計画されておりますが、議会の先生がたと十分協議の上、できるだけ早い接種を開始をいたしたいと思っております。

今年度も、上半期が終わろうとしていますが、ロシアのウクライナへの侵略戦争は、いまだ終結の見通しは立たず、世界的な食料や資源不足に、円安が追い打ちをかけ、エネルギー価格を始め、食料や資材、肥料の高騰による住民生活や、農業、事業活動への深刻な影響が出始めています。

本議会におきましても、補正予算において、肥料高騰対策などに係る予算を計上させていただきました。

また、7月の臨時議会で可決いただきました、町民の皆さんの暮らしを応援する、大木で暮らし応援券を各家庭にお届けをいたしました。

今後も必要な支援対策を、議会と御相談しながら講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症や異常気象の影響、また、急速な人口減少、少子高齢化社会に伴う諸課題など、様々なリスクに直面し、先

の状況が見通せない中で、大木町の強みである。
循環、協働のまちづくりを推進していくことが、重要だと考えております。

さて、私事ではございますが、次期町長選挙において、2期目の挑戦をさせていただきたく、決意をいたしました。

1期目となる、今、任期中は、大半が新型コロナウイルス感染症対策に追われ、また、昨年まで、毎年続いた大雨や、台風などによる災害対応さらに、人口減少や少子高齢化に伴う諸課題など、様々な、課題が山積する中、私なりに、課題解決に向けて、スピード感を持って対応してまいりました。

引き続き、コロナ感染症感染予防対策や、経済対策、生活支援などに取り組む必要があるほか、自治区や校区などの地域自治の確立、脱炭素社会のモデル事業に位置づけているマイクログリッド事業、機構改革など、まだまだ道は半ばのものが多く、引継ぎ、町政を担わせていただきたいと考えております。

しかし、これまでの町政運営において、町民の皆様、議員各位や、職員への十分な説明や、合意形成に向けての努力が足りず、大変御迷惑や御心配をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして、おわびを申し上げます。

もし、引き続き町政を担わせていただくことになった場合は、町民の皆様への十分な説明や、議会、職員との、合意形成に努め、御理解、御協力いただけるよう、努力をしてまいります。

大木町の強みは、町民の皆さんと、議会、行政が一丸となって、共同の力ですばらしい町をつくる可能性が大きいことでございます。微力ながら、循環、協働のまちづくりに向けて、先頭に立って、力を尽くして、まいりますので、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、これまでの町政運営の検証は、この後、中島宗昭議員から、一般質問をいただいておりますので、その場で詳細を述べさせていただきます。

さて、9月定例町議会に提案させていただいております、議案等は、条例の制定について、3件、路線の廃止認定について、各1件、認定案件として、令和3年度、大木町一般会計歳入歳出決算認定ほか、特別会計2件、企業会計1件、予算案件では、補正予算で、一般会計を初め、特別会計2件、及び企業会計1件の計13件、また、報告5件、諮問1件がございます。

いずれの案件も、町政運営上緊要なものでございますので、慎重なる御審議の上、議決、承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての、御挨拶とさせていただきます。

○議長

はい。

町長の挨拶を終わります。

日程第3、最初に、議案第31号から議案第43号までの13件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

境町長。

○町長

議案第31号から

議案第43号までの提案理由を一括して申し上げます。

まず、議案第31号、大木町社会体育施設の管理の規定の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、本町の社会体育施設について、指定管理者制度による管理を行うに当たり、所要の規定の整備を行う必要がありますので、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第32号、大木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を図る目的、必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第33号、大木町議会議員及び大木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の改正により、国の選挙における公費負担の限度額が引上げられたことに準じ、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第34号、令和3年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度大木町一般会計の決算につきましては、歳入総額75億2187万5000円に対し、歳出総額、69億1333万8000円であり、歳入歳出差引き額は、6億853万7000円となり、またこの額から、翌年度へ繰り越すべき財源である9442万8000円を差し引くと、実質収支額

は、5億1410万9000円の黒字となったものでございます。

また、決算額を前年度と比較いたしますと、歳入で11億200万9000円、12.8%の減。

歳出で11億9406万9000円。

14.7%の減となっており、令和2年度実施された特別定額給付金事業の減による歳入及び歳出予算の減などが主な要因となっております。

令和3年度決算における主な財政指標でございますが、財政構造の弾力性の指標であります。

経常収支比率につきましては、令和2年度と比べ、2.6ポイント改善し、82.5%となりました。

また、町債残高につきましては、47億8542万2000円となり、令和2年度末の現在高と比べ2億2673万円の減となっております。

なお、基金残高につきましては、48億912万3000円と、令和2年度に比べ、5区、8289万1000円の増となっております。

次に、議案第35号、令和3年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

令和3年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額15億3665万7000円に対し、歳出総額16億277万5000円であり、実質収支額では、6611万8000円の歳入不足となっております。

この歳入不足の主な原因は、単年度決算で3041万円の赤字、令和2年度歳入不足に伴う前年度繰上充用額、3570万8000円を加えたものでございます。

次に、議案第36号、令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額1億9173万4000円に対し、歳出総額1億8511万1000円であり、実質収支額では662万3000円の黒字となっております。

次に、議案第37号、令和3年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について申し上げます。

水道事業会計の収益的収支においては、収入額2億3600万円余り、支出額2億1100万円余りで、差し引き、2400万円余りの余の単年度黒字となっております。

資本的支出においては、収入額1億5200万円余、支出額2億4000万円

余で、収支不足額8800万円余については、建設改良積立金など、内部留保資金にて資金で補填をいたしております。

また水道事業会計剰余金の処分については、減債積立金に2000万円、建設改良積立金に490万円を積み立てるとともに、資本金に8500万円余を組入れようとするものでございます。

次に、議案第38号、令和3年度大木町一般会計補正予算第3号についてでございます。

本案の内容につきましては、令和3年度大木町一般会計決算を迎え、前年度繰越し額の確定、令和4年度普通交付税の確定、追加的事業予算の必要性を踏まえ、令和4年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ3億4764万8000円を追加し、それぞれの合計を69億3058万5000円として計上するものでございます。

あ、失礼しました。

失礼しました。

訂正をいたします。

議案第38号、令和4年度大木町一般会計補正予算第3号についてでございます。

本案の内容につきましては、令和4年度大木町一般会計失礼しました、訂正いたします。

議案第38号、令和4年度大木町一般会計補正予算についてでございます。

で訂正をさしていただきまして、令和4年度普通交付税の確定追加的事業予算の必要性を踏まえ、令和4年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ3億4764万8000円を追加し、それぞれの合計を69億3058万5000円として計上するものでございます。

その主なものとしたしましては、歳入では、地方交付税9962万4000円。

地域脱炭素移行、再エネ推進重点対策加速化事業交付金、1255万4000円。

財政調整基金繰入金、9000万円の減額、大木町教公共施設整備基金繰入金6000万円の減額、前年度繰越金3億9798万円。

臨時財政対策債1574万1000円の減額、また歳出では、庁舎とZEB化実施設計事業、次、業務委託料1883万2000円、財政調整基金積立金、2092万3000円。

大木町公共施設整備基金積立金3億円、マイナンバー業務管理執行事業として996万4000円。

またこの対策として、食料生活支援委託料200万円。

肥料価格高騰緊急支援事業費補助金1388万8000円。

運送事業者等支援交付金200万円。

そして職員人件費総額3449万4000円の減額となっております。

次に、議案第39号、令和4年度大木町国民健康保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

令和4年度大木町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出それぞれの総額から76万2000円を減額し、それぞれの合計を18億4532万8000円として計上するものでございます。

次に議案第40号、令和4年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてでございます。

令和4年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出それぞれ、それぞれの総額に、68万7000円を追加し、それぞれの合計を2億381万2000円として計上するものでございます。

次に、議案第41号、令和4年度大木町水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案の内容につきましては、収益的支出予定額を374万5000円減額し、支出の総額を2億4523万8000円。

また、資本的支出予定額を19万5000円減額し、支出の総額を1億262万7000円として計上するものでございます。

次に、議案第42号、町道の路線の廃止については、道路として、用途、目的を失っていることから、路線の廃止を行う必要があるので、道路法第10条3項の規定において準用される同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第43号、町道の路線の認定については、開発行為が完了し、道路の寄附を受納したことから、路線の認定を行う必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長

はい。これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。

二つの質問事項がございますので、一つずつ質問をしていただくようお願いをいたします。馬場高志議員。

○馬場高志議員

はい。一つずつということなんであれですかね、一つの質問で、大体切って、ですね。

はい、了解です。はい。

1番馬場高志、一般質問、議長のほうから許可いただきましたので始めさせてもらいます。

二つ、出しております。

一つは中学校部活の外部指導者の現状ということで、ですね資料は一応準備はしてきてます。

会議のシステムのほうのちょっとタブレットを開いていただきたいんですけど、その中の令和4年度、9月定例議会のファイルの中に、馬場一般質問というフォルダがあるかと思います。

こちらのほうに資料は準備させてもらっております。

ただ、教育長のほうからも全く同じような資料を準備されてたので、この最初の質問に関しては、直接私が準備した資料は使う予定ではありません。

はい、それでは始めさせてもらいます。

2020年3月の一般質問で、提案した大木中学校部活動での外部指導者の活用、その後土曜日と日曜日の部活指導として、4、5名程度が採用されているとことということで、県内でも、先進的な取組として、注目され、教員の負担軽減と地域スポーツ教育の向上に寄与しているかと思います。

しかし、以前に当町において外部指導をされてた方々のお話を聞き調査したところ、ちょっと余りにも申し訳なく思う点があり、考えを整理するために教育長に質問をいたします。

一つ目、県から、大木中学校外部指導者のための予算は年間いくらかなのか。

過去の詳細と、その予算使用、範囲規定の提出を求めます。

二つ目、その中から外部指導者への報酬は、どのような基準で払われているのか、また、指導員との契約書は交わされているのか。

三つ目、実際には土日だけではなく、平日も教員の指導することが

ほばない部活動においては、同じ外部指導者の方がボランティアとして指導されていると聞きます。

まず、そのような状況を把握しているのか。

把握してるのであれば、聞き取りによる実態が事実であればそれなりの対価を学校として、払うべきではないのか。

四つ目文部科学省としては土日だけでなく平日も、学校の外部指導員というか、部活活動の地域スポーツの一環として、まとめようと、国として方針を最近ですね、出ています。

そうするとさらに外部指導者との連携が必要になり、指導者向けの報酬も総額的に増えることになるかと思います。

その辺りの県との協議の状況を教えていただきたく思います。

以上です。

はい。

○議長

それでは、答弁を許します。北原教育長。

○教育長

1番馬場隆議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、令和2年3月議会におきまして、馬場議員より、部活動指導員の配置による適正な活動環境の整備に対する御質問をいただき、教育委員会としまして、令和2年5月に、大木町立中学校部活動方針を策定し、部活動の適切な運営に関した指針を示したことを御報告いたします。

令和3年度スポーツ省による令和3年度地域運動部活動推進事業における休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の福岡県の対象地域として大木町が決定されました。

これに基づき、外部指導者を、男子ソフトテニス部1名、女子卓球部1名の計2名を配置いたしました。

外部指導者への報酬の支払いにつきましては、大木中学校から県教育委員会への成果報告により、外部指導者へ町を通さずに、県から直接支払われております。

予算総額89万9620円、うち謝金、旅費46万4560円となっております。令和4年度の地域運動部活動推進事業につきましては、継続して、大木町が実践研究の委託を受け、外部指導者は、ソフトテニス男女バレーボール男女卓球、剣道の6名を配置することが出来ました。

外部指導者への謝金につきましては、スポーツ庁が実践研究の委託契約をした民間団体、ランドブレインと福岡県の再委託により、大木町が、歳入歳出を予算計上して執行するように、事務手続が変更されて、今年6月議会で予算の補正をしております。

98万5000円、うち謝金旅費73万5000円となっております。

外部指導者への報酬は、国の積算基準、別添資料の1、裏面にあると思いますが、単価1時間1600円という基準が、国より示されております。

令和3年度の成果報告書。

別添資料にもあります通り、謝金及び交通費として36万4100円となっております。

外部指導者との契約書の締結は、実践研究の要件にはなっていませんが、部活動が学校教育の一環であり、その教育的意義が重要であることから、今後は、大木町教育委員会及び学校は、謝金等の支払いに係る契約にとどまらず、外部指導者としての服務や職務内容、指導方針等に係る要綱や規定を整備する必要があるものと考えております。

大木中学校には、現在、運動部活動14部、文化部活動部2部の16の部活動があり、全ての部に顧問教師を充てて指導をしております。令和3年度までは、剣道部とサッカー部にそれぞれ1名の外部コーチが加わり、顧問教師を支援する指導体制をとってまいりました。また新たに、男子ソフトテニス部と女子卓球部につきましては、令和3年度からの福岡県地域運動部活動推進事業の委託を受けて、外部指導者を招聘して、顧問教師と連携した指導を行ってまいりました。

令和4年度は、ソフトテニス部男女、バレーボール部男女、卓球部、剣道部の六つの部に、地域の指導者を当てた指導体制をとっています。

特に、地域運動部活動推進事業は、土日曜日の部活動を地域の指導者が担当する制度に移行する取組でありますので、土日曜日に、顧問教師が不在となり、外部指導者のみで指導するケースもあります。

また、平日の部活動の指導では、顧問教師が校務や臨時休暇等のために不在となった場合は、外部コーチや外部指導者のみで指導するケースもあるとの報告を受けております。

その他、外部コーチや外部指導者としての登録がなく、主に土日曜

日を中心にボランティアとして、部活動の指導に関わっていただいている地域の方もいられることも確認しております。

以上のことから、部活動指導体制の整備につきましては、中学校と教育委員会が緊密に連絡を取り合い、外部指導者の任用と指導の実態を把握し、財政的な支援も含めて、適切な部活動環境の整備に努めてまいります。

部活動改革につきましては、馬場議員の御指摘のとおり、スポーツ庁や中央教育審議会から、地域移行に関するガイドラインや提言が示され、地域移行のための準備が進められております。

その背景には、生徒の多様な学びの場としての部活動の教育的意義を踏まえながらも、少子化による部活動の縮小化や、部活動の指導を担っていた教職員への過度の負担等の課題を解決し、持続可能な部活動環境を整備することが狙いであります。

福岡県教育委員会は、スポーツ庁の定義を踏まえて、令和7年度末をめどに、まずは、休日の部活動の地域移行を目指し、その後、令和8年度以降は、平日を含めて、全ての部活動の地域移行を目指す計画を示しております。

別添資料の3に掲載されております。

部活動改革につきましては、大木町は令和3年度4年度の2年間、地域運動部活動推進事業の委託を受けて取組の成果を報告することになっています。

具体的な取組の内容につきましては、部活動の地域移行に必要な費用とその負担の在り方、地域部活動等学校部活動の連携の在り方、教職員の兼職兼業について、教職員の負担軽減に向けた指導再体制の在り方等です。

馬場議員が御指摘されておりますように、今後、外部指導者との連携がより大切となることから、指導者への謝金や、報酬も総額的にふえることになります。

その経費につきましては、県予算による補助金や、各自治体独自の予算で賄うのか。

あるいは受益者負担の考えで、部活動に参加する生徒が参加費等で納めていくのかは、検討が進められているところです。

部活動改革につきましては、福岡県市町村教育長会でも、県教育委員会に対しまして、令和5年度教育予算要望事項の中に、部活動の地域移行に関して、全県実施の道筋を明確に示して、県下統一的推進を行うこと、部活動指導員の配置枠の拡大と、現在、国と県がそ

れぞれ3分の1、自治体が3分の1の部活動指導員配置予算の補助率を引き上げること。

部活動指導員の公的資格認定と、人材バンクの配置等を加えて、要望してまいります。

また、福岡県が開催する地域運動部活動検討委員会におきまして、生徒が、地域でスポーツに親しめる環境の効果的かつ合理的な組織づくりに向けて、大木町の取組の成果と課題を積極的に発信してまいります。

以上で1番馬場隆議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい、それではまず、1項目目の外部指導者のための予算は、についての再質問ございますか。はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

答弁ありがとうございます。

ちょっと細かいことをお伺いしますけども、年間の予算額ですね、県のほうからですかね来てる金額と、さっき示された謝礼と旅費の合計の金額ですね。の差が、使途不明なところの金額がですね。

○教育長

令和3年度においては

40万ほどですかね、あるかと思います。

これは何に使われたのか、それともそんな使わないままで処理されたのか、また、令和4年度においては、20万ほどその差額がですね、あるかと思います。

これは何に使われる予定なのかちょっと教えていただきたい。

○議長

はい。答弁お願いします。北原教育長。

○教育長

はい。馬場高志議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度ですね、予算につきましてはそれぞれ諸謝金と旅費等がありますがそれ以外で、消耗品等がございます。

昨年度は、テニス部と、それから卓球部のボールとか、ピンポン玉
ってですね、それから卓球スクリーンとかトレーナー。
スポンジとか、それぞれ、消耗品等で42万7060円。
それからとですね、それを支出を申請をしております。
それから今年度、令和4年度の申請、ここは、明確な、これからの
使途になりますけど、消耗品等で、事務用品が1万6000円。
活動に必要なとなる消耗品等が40万円。
これを、県のほうに申請をしてるところでございます。以上です。

○議長

はい。わかりましたか。
はい、じゃ、1項目についての3回目の質問ありますか。
はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

はい、ありがとうございます。
そしたら基本的に県のほうから来る企業の中にはその謝礼金と旅
費とあとその備品に充てていいという規定になっているというこ
とですかね。はい。
ただ今、先週ですかね、まちづくりかあのほうにちょっと会議のと
きに話を聞いたところですね。
町営で町有地のとこのテニスコートのネットとか、なんすかね、ト
ンボっていうんですかね、下鳴らすようなのは、まちづくり課の予
算の中で出してるという話だったんですけど、そうするとちょっ
とダブってしまうんじゃないかと思うんですけども、その辺ちょ
っと教えていただいていいでしょうか。

○議長

はい。
答弁を許します北原教育長。

○教育長

馬場議員の質問にお答えします。
学校の教育活動の一環として行っているその部活動に必要な備品
等につきましてはやっぱり、
学校教育課、教育委員会のほうの管轄のほうでですね、修繕とか補

充てていこうと思いますが、まちづくり課社会教育の分野、ということで、例えばネットの補修とかの、そこは共有している面がありますので、その辺りのすみ分けはちょっと難しいとありますが、社会教育の分野で使用している領域につきましてやっばりまちづくり課のほうでの予算計上が必要だろーと思いますが、その辺りはやっばりまちづくり課と学校教育課の使用状況とか、その辺りを確認して予算計上していく必要があるだろーと考えております。

よろしいでしょうか。

○議長

はい。それでは、1項目めについての、質問は終わりますが、よろしいですか。よろしい。はい。

それでは次に2項目めの報酬の支払いの基準、契約締結の有無についての再質問ありますか。はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

はい、一応先ほどの回答に関してちょっと一つ私思うところというと、

一応県からのほうとしては、備品と謝礼等でっていう話ではあるんですけども、5のとおりかなり金額少ないじゃないですか、謝礼がですね、何でやっばり備品も一応、使用目的としては許可されますけども、やっばり謝礼金のほうに重点を置いていただきたいなというふうには思っております。

契約書に関しては「今後つくっていく予定です」という話だったんですけども、やっばり話をやいろいろな方から聞いている中でですね、学校側と実際に教えてる方の人たちのその思いがかなりずれてるところが、実際にアンケートみたいされてあるんで、伝わったかと思うんですけども、それによってぶっちゃけ、続けたくないとかっていう話とかも結構出たりしますので、やっばりせつかくいい制度なので、気持ちいい運行をしていただきたいなというふうに思っております。今ちょっと朝活動方針についてですね、資料をちょっとバアッとななめ読みさせていただいたんですけども、結構細かいことにも、規定をされてあるので、この規定があればいいなと思ったんですけどこれは何ですかね実際に外部指導の方も、これ読んで、ちゃんと同意、読みましたみたいな、同意をとるよう

なところがあるのか、それちょっとお伺いします。

○議長

答弁を許します。北原教育長。

○教育長

馬場高志議員の質問にお答えします。

令和2年3月議会におきまして、運動部活動指導員を配置するためにはですね、町として、運動部活動の方針を策定する、これがもう規定であります。

それに準じてですね、指導体制を整えるために策定したわけですが、この内容がですね、やっぱり今、中学校の部活の指導者の方にきちっと、理解して浸透しているのかどうか、このあたりはですね、確認が必要だと思います。

せっかくこの、貴重な指針を示したことがですね、この運動部活動をどんな目的で、どのような運用をしていくのかっていうことをですね、学校の教職員、そして実際子供たちの指導に当たられる外部の指導者の方に御理解をいただくってのはこれは大前提でございますので、今後その辺りは確認をして、徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

はい。それでは2項目目について、最後の質問ございますか。

はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

はい。ぜひ、早くやってほしいなと思いますというのはやっぱり外部指導の方と、顧問の方の教育方針とか、結構違っていたりして、なかなかうまく一つにはならないみたいな話も聞くので何か事故とかあったときにですね、その責任問題等でもめないかやっぱり心配ですので、やっぱりその同意という形で、必ず一筆いただいただいておくという手続が必要なのかなというふうに思っております。

あと確認なんですけども、国の謝礼金に対する資料ですね、参考資料でいただいまして私もさっき見たんですけども、確認なん

ですけども、これは、私が見たところですね、あくまでも例、その金額ですね、時給が、1600円でしたっけ。

年間6万程度ですかね、それはあくまでも国が方針として出している例だと私は思ってるんですけども、何であくまでもですね市町村単位の実情に合わせて、細かい金額等はですね、決めていくべきだと私は思うんですが、県から補助金も出てるのがありますんで、やっぱりどうしてもこれをベースにしないといけないのか、もしくは教育長の周りで、教育委員会等で話してですね、決めれることなのか。実際のところどうなのか教えていただければと思います。

○議長

答弁を許します。北原教育長。

○教育長

馬場高志議員の御質問にお答えいたします。

この部活動の外部指導者の時間給が基本的には、文科省、スポーツ庁のほうから、部活動指導員のときに示されたのは1時間当たり1600円という、一つの基準がします。

これは、規定ではありませんが、全国自治体、これに基づいてですね、部活動指導員等の配置の予算の基準、積算基準になってると思います。

実は私が調べたところ、県の最低賃金といいますか、教育委員以外の中では897円から980円。

それからしますと、1600円というのは、単価高いですね。

これ私の個人の解釈ですけど、学校の非常勤講師、授業教える指導講師がやっぱり1600円程度になってるんですよ。

やっぱり教育指導に関わる職種については、私はこれに準じてるのかなと。

つまり、部活動指導員は、技術指導だけではなくてですね、教育指導を担うと。

それだけの責任がある、ということで、この予算の積算基準なっているのではないかなと私は判断してるところです。

特に部活動指導員は、技術指導だけではなくてですね、やっぱり、生徒指導、人間指導ですよ、保護者の対応等もありますし、それぞれ、事故等の対応をですね、これ健康管理とか、それから、適切な給与の在り方、科学的なトレーニングとか、非常にですね、部活

動数になってきますと、それなりの責任が問われるようになってきます。

例えば当然、この基準、報酬というのがこの基準になってくるのかなと思ってるところです。

ただ、私も計算しますと、1600円で、週2日間、それから、日曜日、2日間2時間の、それから、日曜日等、3時間入っていただくと。1人当たりですよ年間28万ぐらいの予算が必要になってくるんですね。

そして、6名の方になってきますと、今のところ6名です。

やっぱり140万150万近くの予算がかかってくるそういったですね、予算を今後どう確保していくのかですね、非常に小さな自治体等は、財政状況厳しいので、大きな課題となっております。

実は、国と県からの補助が3分の1ずつ来るんですが、実はこれ4年間の限定なんですね。

だからそのあとはですね、各自治体が、責任を持ってですね、予算計上しなければいけませんので、そこもですね、部活動指導員の導入についてはですね、やっぱり慎重に見極めて、設置をしなければいけないと考えてるところです。

いずれにしても、部活動通常15時ぐらいから2時間ですね。

中学生の部活動に入っていただくわけですけど、なかなかその時間体に、自分の生活仕事をですね調整して、学校に入っていただくという方がですね、いらっしゃるのかどうか。

現在ですね、6名の方がいらっしゃいますので、貴重な人材でありますので、今後もこの研究の取組終わった後でもですね、継続して、配置が、任用ができるように、指導員の方との運用の在り方、任用の在り方については、協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

はい。それでは次に、3項目目のボランティアとして指導している状況を把握しているのかについての再質問ということでよろしいですか。はい、じゃ、以上で、お願いいたします馬場高志議員。

○馬場高志議員

先ほどの答弁に関してですけども、一応私がし準備してる資料の中で、文部科学省2020年9月の中学校

部活活動地域移行っていう資料があるんですけども、この4ページにですね、いろいろな課題はあるけども、国としてはですね、国として資金的にですね継続した支援を、検討するというふうに書いてあります。

もちろん4年限定でこの補助事業が出てると思うんですけども、その点に関しては多分、指標の中でかなり強く、国の資料に書いてありますんで、この辺は大丈夫じゃないかなと私は個人的には思っております。

ただ今ぐらいからちょうどけっこう、この外部部活動の指導員のことに関してはですね、ほかの市町村も結構話として、取上げてる頻度がかなり大きくなってきてると思います。

今年からなり、来年度からですね、実際に土日にやってもらうにしろですね、なかなか指導者の数が全体的に足りないというのはもう御周知のところかと思えます。

特に現在でもその大木町に在住している人に指導を頼んでいるというかですね、どちらかと周辺市町村の、本指導員みたいな人を入れてる、ことが多いかと思えます。

となるとやっぱり回り市町村が同じようなことをやり始めるので、どうしても指導者側としてはですね、何か条件で選ぶみたいなことが出てくるんじゃないかなというふうに、私は思ってます。

なのでぜひですねその、せっかく早く始めてますので、長く、少しでも長く、いてもらうためにもですね、条件等のすり合わせをですね、ぜひ、やっていただきたいなど。

その一つの大きな論点としてですねやっぱり土日だけではなく、平日今ボランティアでやってもらってますが、この平日のボランティアの分を、少しでも有償にですね、町単費でも、後々国としては、平日の分も多分補助金出るようになると思うんですけど、今んところそういう制度がないので、そういうのも検討していただけないかなというふうに思っております。

○議長

はい、答弁いたします。
北原教育長。

○教育長

馬場高志議員の御質問にお答えいたします。

本当に大木中学校の生徒が安心してこれからも、部活動に参加できる活動ができるというそういう体制をいかにつくっていくのか。

まずそのための指導者の配置ですね、これに対する貴重な御質問御意見をいただいたことに本当に感謝いたします。

どこの自治体もですね、この部活動の地域移行取り組んでいるわけですから、当然ですね、指導員の取り扱いといいますか、募集の、になってくるわけですけど、そういった中で例えば、今、スポーツ関係の人材派遣会社等も動いてるわけですが、その辺りなってくると膨大な予算かかってきますので、これなかなか小さな自治体では現実的ではありません。

そのためにもですね、大木町のそういったスポーツの組織といいますか、そういった大木町は、NPOGのスポーツ協会等がありますので、そういった組織の中で地域の人材を発掘していただくと。これも、今後の方針として必要だろうと思います。

もう一つはですね、現場の今の中学校の先生方、やっぱり土日も指導してもいいと。

やっぱりそれ専門的な指導力量を持ってある先生方の、兼職兼業というのが、法的に可能なんですね。

これは、本業の教育活動教育指導に、影響を与えない範囲で、教育委員会の申請をして、許可をもらえれば、土日の指導が可能という、そういうシステム法的な根拠ありますので、中学校の先生方のやっぱり専門的な力量等も踏まえながらですね、幅広い情報を集めてですね、子供たちの部活動の指導者の確保に努めてまいりたいと思います。

御質問本当にありがとうございました。

終わります。

○議長

それでは、3項目めについて、最後の質問ございますか。

はい。じゃ、次に移ります。

4項目めの、外部指導者に関する県との協議の状況は、についての再質問ございますか。はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

先ほど教育長おっしゃったみたいですね、先生のほうとかもい

ろいろ話を今回聞かせてもらいました。

やっぱりもちろん部活動が出なくてよくなる、よくなるとか土日特に土日ですね、それぞれに対する期待もやっぱり先生のほうとしてすごい大きい。

かつさっき言われたみたいに少数ではあるんですけども、部活はどうしてもやりたいという熱意を持って教えてらっしゃる先生もいらっしゃるので、その辺いろいろケースバイケースだと思うんですけども、特に今回話に出て、地域スポーツ移行に関してですね、これは民間のスポーツ団体とかが結構あるのであれば、それなりのお金さえ準備すれば、できることかもしれないけど実際大木町とかですね、その辺の受皿が全くというか数少ない状況の中で、町としてもやるということになれば、調整が必要かと思うんですけども、これかなりなんか大変だと思うんですねやっぱり、何で少なくとも早め早めにですね多分、1番下のほう、下というか、皆さん指導員の人、現地で現場でクラブ活動とかで指導してらっしゃる方が1番よく、わかってらっしゃると思うので、そのあたりからですね、早めに情報を受け取ってですね、協議をしていただきたいなど。

いうふうに思ってますもちろん、そういうふうにやるつもりだと思ってると思うんですけども、いつごろから、そういった実際動きだすのかですね、教えていただければと思います。

○議長

はい。答弁を許します。北原教育長。

○教育長

今後の取組のタイムスケジュールということの御質問だろうと思いますが、まだですね、現在、令和4年度が現在進行中でございますので、この状況をですね、成果と課題をまとめましてそして令和5年度に向けて大木町として、まず、指導者の確保をどのようにしていくのか。

それから外部指導者、部活動指導員としての、本来の職務なりですね、適切な指導の在り方をどう図っていくのかですね、令和5年度になってくると、当然それについての予算措置等もですね、令和5年度予算の中に、検討していただろうと思いますが、現在は令和4年度の取組の成果と課題を踏まえて、令和5年度に向けての更新は

今後、検討して策定していく必要があると思います。
ちょっとまだ明確なスケジュールまで示しておりませんが、よろしいでしょうか。はい、以上でございます。

○議長

はい。それでは4項目、4項目めについて、最後の質問ございますか。
ない。はい。それでは次に二つ目の質問事項、西松建設、9億不正会計事案の受け止めは、についての質問に移っていただきますようお願いいたします。馬場高志議員。

○馬場高志議員

はい。こちらに関しては同じファイルの中にですね西松建設という書類の名前で書類をアップロードしてます。

特に内容はないんですけども、そのニュース、にリンクを張ってます。一つ目はですね西松建設、9億円の不正会計の記事のリンクの、こちらって書いてあるところですね。青い。

こちらをお押していただけると実際のニュースサイトに飛ぶかと思います。もう一つ参考で西松建設、以前の違法献金事件というのがありまして、そのニュースの記事のリンクも、二つ目のこちらというところに張ってますので、そちらをおして、参考にしていただければと思います。それでは始めさせていただきます。

8月3日付けの週刊文春オンライン版である、文春オンライン、このリンクを張ってるところですね。西松建設9億円不正会計事件が出ております。しかもこの件が発覚、ニュースの内容読んでいただくと分かるんですけども、発覚して、同社の北日本支社の臨時幹部会で、口止めされたという疑惑が持たれております。

こういう9億円もの不正会計処理をした企業と組んで、大木町が現在、5億円規模の脱炭素事業を行うことはですね、もともとの事業自体が、どちらかとイメージアップを求めてやってる事業にもかかわらず、イメージダウンにつながるのではないか。このニュースを受け、どう感じているのか。副町長に答弁を求めます。

○議長

はい。答弁を許します。益田副町長。

○副町長

1番、馬場隆議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の件につきましては8月4日付けで西松建設側から報告を受けており内容は次のとおり、となっております。

2021年11月、当社の内部通報窓口に対し、当社の建設工事において工事原価を別の工事に付け替えるという不正な会計処理が疑われるという、通報がありました。

通報を受け、社内調査を進めたところ、当社の元社員が、2014年ごろから、5か所の建設工事において、工事収支の悪化を隠蔽するため、約9億円の工事原価を別の工事に付け替えるという不正な会計処理、及び協力会社の費用負担による、私的流用を行っている事実が判明しました。

上記事実の判明を受け、当社は工事原価の付け替えに伴い、未払いであった協力会社の精算を、実施し、2022年3月、3月決算において適正に経理処理を行っており、当期の業績に影響はございません。また、他の工事につきましても同様の事案がないか確認した結果、不当な会計処理を行った事実は確認されませんでした。

対象の元社員については、社内規定に基づき、私的流用額の全額返済を含め、厳正な、社内処分を行いました。

当社はこのような不正行為を行為が発生したことを重く受け止め、二度と同様の事案が発生しないよう、管理体制の強化並びに社内教育を改めて徹底するなど、再発防止に努めてまいりますというものです。

報告を受けまして驚きとともに本庁事業への影響を心配しましたが、今回の事件につきましては、内部通告制度で発覚した、1個人が起こした不祥事であり、その後の内部調査や対応も迅速に行われていることから、刑事告発には至っておらず、会社組織としてのコンプライアンス遵守対策は適切に機能していると感じているところです。

しかし、会社のイメージダウンにつながったことには間違いはなく、今後本町のゼロカーボングリッド事業等への取組を通して、クリーンなイメージを積み重ね社会的信頼の回復に努めていただきたいと考えているところです。

以上で1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい、それでは本件について、再質問ございますか。

はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

私もこのニュース見たときびっくりしました。

ただちょっと週刊文春だったので、ちょっとこのニュース、本当かなって最初思いましたけど、やっぱ結局ほかの新聞会社、調べたところ朝日新聞も出してましたし、産経新聞も共同通信も同じ内容の記事を出してたんですね。何で事件としてはあると。

ただちゃんと処理されてるんで問題ないことないだろうというような向こうからの説明だと思うんですけど、やっぱりここで1番やっぱ問題になってるのは、一社員の人が不正をしたのはどこでもあると思うんですけども、それをですね表に出ないように、話さないように隠蔽を、いわゆる話すなど。止めたということですね。これに関してはもちろん言った言わなかったの話でしょうから、証拠が出ないので、証拠がない場合が多いので、刑事告発となっていないかと思うんですけども、やっぱりかなり微妙な線なのかなあというふうには思いました。

こういったことがですね、当町の事業にも、起こらないようにですね、ぜひ釘をさしていただきたいところです。

またもう一つ資料を用意してます。

私の資料の西松建設の書類の二つ目のリンクですね、西松建設の違法献金事件のほうなんですけども、これちょっと見ていただけると、かなり古い記事ですけども、赤旗新聞のですね、要は西松建設が2009年の記事ですけども、西松建設が小沢一郎氏のパーティー券を約2億円、買う見返りに東北地方の建設談合に融通を図ってもらったと、いう記事になります。

今回大木町の太陽光のマイクログリッド事業もですね、これかなり西松建設にとって国の、実は、普通で言えば単体でやらないといけない事業にですね、大木町を通して、補助金が3億ほどございますし、町の町有地もですね今んところただで使えるという、大変有利な事業になっております。

それに対していろいろこういった事件、コンプライアンスに問題があるんじゃないかというような事件がありますので、念のためですが、事前質問のほうで、過去西松建設さんと会食をしたことがあるかどうか、尋ねたところですね、環境課の職員の皆さんと、3回ほど近場で会食はされていると報告を受けましたが、基本的に

全て割勘で、1人5000円ぐらいの予算で会はありましたというふう
に報告を受けてはおります。ただこの一般質問の私の答弁を求め
るものとしてですね、私は町長と副町長を指定してですね、今回の
質問を提出しておりますので、お2人にお伺いしますはしますが、
西松建設の関係者とですですね、会食をされたことがないか、ある
とすれば詳細のほうを求めます。

○議長

はい。ちょっと暫時休憩します。
再開いたします。馬場高志議員。
まちづくり課の一部の関係する方と、会食に出たという報告をも
らっております。はい。それでは、答弁を許します。まず境町長。

○町長

はい、馬場高志議員の御質問にお答えいたしたいと思います。
今回の西松建設の問題、年間売上げ3000億円以上、準大手の建設会
社でありますのでやっぱりしっかりとしたコンプライアンスとい
うのは、持っていたきたいというのは、議員と同じような立場で
あります。
会食がないかということですが、地域おこし企業人で、担当
者をですね、1人、派遣をしていただいております。
で私は、その当時の担当者と、ちょっとこう、労をねぎらういた
いために1回会食をしたことがあります。
もちろん割勘で会食をさせていただきましたけども、これは会社
との会食とは捉えておりませんで、地域おこし企業人として、大木
町役場に職員を派遣していただいて一緒に仕事をしていただいて、
いろいろ御苦勞をかけて、一応、任期が終わったというところで労
をねぎらうということで、当時の担当職員とですね、1回会食をさ
していただいたことはございます。会社と直接、違う形での退職と
いうのはございません。以上でございます。

○議長

はい、答弁を許します。益田副町長。

○副町長

馬場議員の質問にお答えしたいと思います。
私もですね地域おこし企業人として、西松建設通のほうから出向
していただきましたので、その方の歓迎会、それと最後の送別会等

については出席をさせていただきました。
割勘で支払いをしております。以上でございます。

○議長

はい。それでは本件について3回目の質問ございますか。
はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

さらに念を押してですね質問変えて、協定式が2022年の4月の19日
にあったと思うんですけど、そのときは、会食等の席は、なかった
んでしょうか。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

はい協定式にはですね、社長自らおいでいただきましたけども、そ
の時もおいでいただいて、協定を結ばせていただいたということ
のみでありまして、当時の会食等はございません。以上であります。

○議長

はい。一応、既定の回数を終わりましたけど、まだ聞き足りないこ
とございますか。はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

総論として、マイクログリッド事業全てに関して、総論としてなん
ですけど、
私の個人的な意見を言わせてもらおうとすれば、町政の、やっぱり1
番大切なところは町民のためというところを私は重々、重きを置
いてるんですけども、現在の町政を見るとですね、太陽光の今回の
事業に関しても、自治区移行に関しても、どちらかという上を向
いているというか、下のほうから意見を吸い上げているというか、
上のほうからの意見を聞いているというふうにしか思いません。
何で今回のグリッド、町民への負担が、何かやることにやるごと
にふえているのではないかと危惧をしているところです。
特に今回のマイクログリッド事業ではですね、国の補助金が3億ぐ

らい出るでしょうし、町有地も無料で貸すということで、西松建設さんにとってはすごくリスクなしほぼリスクがない。

利益が十分にとれる。

かつ、自社がですね出資をしている、蓄電池をそのまま買って実績も持てると、いうことで、かなり有利な事業だなあとつくづく思っています。

かつ最近の見積りにおいても、電気代が今まで買っていたみやまSEさんとかから買っていた金額よりもかなり高く設定してありますし、それは結局、町の負担、脱炭素の負担だと。

いうふうに説明は何回も受けてますけども、結局、追求するところの負担は町民のほうに行くわけで、なかなか議員としては、町民への負担がふえるような事業でなかなか賛成がしにくいなあというふうには思っているところでございます。

マイクログリッド事業に関してもう一つちょっと気になってるのが、この議会でも、一般質問等で何回も私質問させてもらってますし、全協でも、いろいろ町有地を無料で貸すのを議会の承認をとってくれと。何回も言ってる町長は、「法律に基づいて、議会に提案します」と、いうふうに、2回ですかね全協と一般質問1回ずつ答えをいただいているんですけども、今んところまだ出てきてない。

というので、約束がちゃんと今も生きてるのかというのを一つ、確認をさせてもらいたく思います。

あとどちらかと副町長と話をするときは何か土地の有効利用、町有地の利用に関しては、ちょっと何か否定的なような発言があったりしましたので、ちょっと町長の話と副町長の意見がちょっと違ってるところもあるのかなと思ってたところです。

○議長

2人とも聞く。うん。はい、答弁を許します。境町長。

○町長

はい馬場高志議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

まず申し訳ないですけど、やはり馬場議員を含め議会に対するですね、やっぱ説明不足かなということをつくづく感じています。

マイクログリッド事業っちゅうのは、何もその西松建設にメリットがあるようなそういう事業ではまずもってございません。

西松建設としてはやはりこれから脱炭素事業を、会社としても推

進していく必要があると。

そのためにはやっぱり地域と連携していく必要がある。

大木町においてはいろいろ環境の取組先進的にやっているので、ぜひ一緒にそういうその脱炭素事業について、会社としても、未知の領域だけでも一緒に取り組んでやっていきたいというそういう意思表示を、していただいたので、私たちとしてはやっぱり民間としてのパートナーシップをつくりながらこの事業をやっていくということが町にとっても、絶対いいことだというふうに判断をして、西松建設さんと、連携協定を結ばせていただいたということであります。

この事業をするに当たって、当然、5億円程度の設備費がかかるわけですが、国の補助金をいただいてあるわけですが、直接この工事を西松建設がやるわけでも何でもありません。

西松建設としては、設備を設置をして、このグリッド事業の運営に関して、自社から、あえてそのSPCに出資をして、この運営事業を一緒に担いましょうというそういうスタンスで、ありますので、そこら辺のところは私たちとしてもしつかり、説明をしていきたいと思えます。

それとやはり電力に関してはこの間馬場議員も、お気づきだと思いますけども、やはり今の日本のエネルギーというのはほとんど海外に頼っているという状況であります。

その中でやっぱり海外の情勢が不安定なったり例えば円安であったり、そういうことで非常にエネルギー価格が変動したり、あるいは不足したりする、そういうような状況、これがますます、深刻になってくるのはもう、恐らく間違いないことということだと思えます。

そういう状況の中で、やはりエネルギーも、自分のところで一定自給をしていく、しかも脱炭素のエネルギーを一定自給をしていくという取組は、大木町ならず、全国で展開されてあることでありますので、当然本町としても、取り組んでいくべき事業だというふうに考えております。

マイクログリッド事業についてはですね冒頭申し上げましたように本当に議会の皆さんと、まだ十分議論が足りないなとつくづく思ってますし、町民の皆さんへの、説明もまだ不足してるなということは、十分考えています。

これはでも、その町が何かこう、暴走して事業をやっていると、そ

ういうことではなくて本当にですねこれは町のためになるということとは本当に確信してます。

町がエネルギーを、特に町有施設で、災害対応とか必要な部分について、一定エネルギーを太陽光発電によって自給できる仕組みをつくることで、災害対応力も増加しますし、やはり先進的な事業をやることで、町の活性化、次の事業にもつながる、国の補助金もかなり持ってくる可能性が高くなってくる、そういうような、いろいろな要素を考えると本当に町にとっては非常にメリットのある事業だと、いうふうに考えてます。

この件に関しては今のところ、馬場議員と私の見解が違う部分がありますので、しっかり私たちも説明をしながら、議会とも、議論をさせていただきたいというふうに思ってます。

環境省の資料によりますと、大木町の今のエネルギーにかかる、光熱費にかかる費用が約30億円でそれが全部町外に出ているわけですからそれをできるだけ地域の中のエネルギー、地域でエネルギーをつくることで、経済も一緒に回していこうというのが国も目指す方向性であります。

そういうところでしっかり取り組んでいきたいと思ってますのでどうか御理解いただき、それとあと、太陽光発電を設置をするわけであります。

それは、公共施設に電力を供給するためでありますで、これに関しては条例等で、公共施設に太陽光発電を設置して対応する場合の取扱いというのは、決められておりますので、当然そういう、条例、法律に従ったところで対応していくということになるかと思えます。

それについては、議会のほうにも、どういうふうな取扱いをするかというのはまたしっかり御説明をさせていただいて、御理解を得た上でですね、取扱いを考えていきたいというふうに思っています。

ただ益田副町長も説明してると思いますが、太陽光発電、蓄電池をつけて、それを公共施設に供給をしていくということになるわけですが、その分の、いわゆる運営費、その地代とか税金とかというのが当然発生してくるわけで、その運営費は結局、電気代で反映されるということでそれを町が負担せんといかんという形になるわけですね。

だから、そこら辺を含めて、どう考えていくのか。

ということだと思いますので、それについてはですね、本当に議会の皆さんともしっかり議論して方向性を出していきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長

はい。暫時休憩します。再開いたします。
答弁を許します。益田副町長。

○副町長

馬場議員の質問にお答えしたいと思います。
公共用地を無償で貸す、ということに対して、一応そのほうが電気代へのはるか跳ね返り分がどっちみち、帰ってくることになるんで、無償のほうがいいんじゃないかということで以前お話ししたというふうに考えてます。
ですがその手続については、公有財産の無償貸付けという、土地の貸付けの契約を結ぶのか、行政財産の使用許可という行政財産として、その部分を問題なければ使用させることができるという法律にのってやるのかという2パターンがありますので、そのどちらとどちらの手続をとるかということに対して、今総務課のほうで検討をさせておるという状況ですので、その方向性が固まりましたらまた、議会のほうにお話をさせていただきたいというふうに考えております以上です。

○議長

はい、馬場高志議員。

○馬場高志議員

ということは町有地を無償で貸すことに関しては議案に出すかどうかは今までわからない、今のところはわからないと。
もう、事業すぐですよ。ちょっと少なくとも、町長が出すと、2回おっしゃっていただきたい。あつたんで、約束破らない方向でですね、ぜひ、進めていただければと思います。以上です。

○議長

はい、町長、決意を。境町長。

○町長

太陽光の土地、利用に関してはですね、議会に議決をお願いするということは、議決をお願いするために必要な、例えば条例の根拠とか、そういうものがあって、議決をお願いするということになるかと思います。

今副町長がお話ししましたようにどういう方向性でいくのかということのをちょっとまず、議会の全協あたりでしっかり説明をさしていただいてですね、その上でどういうふうな手続をするかというのを決めさせていただいて、いずれにしても、執行部で単独でこの件を決めてやるということはありませんのでこれだけはしっかりお約束をしたいと思います。

以上であります。

○議長

はい。それではよろしいですかね。

以上で馬場高志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします再開を11時10分とさせていただきます。

休憩 10時 58分

再開 11時 10分

○議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。

二つの質問事項がございますので、こちらも1問ずつ質問をお願いします。中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

議長の許可を得ましたので、
一般質問させていただきます。

まず最初に、再生可能エネルギー発電設備の設置規制条例制定について、お尋ねいたします。

平成27年7月より、再生可能エネルギーの、固定価格買取制度が開始されたことを契機に、太陽光発電の普及が進んできました。

本町としては、一般家庭への設置の推進はできるものの、マイクログリッド事業は、町民無視の中での取組がなされ、一部関心のある

町民の中からの反発の声があることは、町長も御存じのことだと思えます。

さて、このような中、全国的に再生可能エネルギーの発電設備設置を規制する自治体がふえています。

都道府県条例は、6例、市町村条例は、193例と、5年間で7倍以上にふえています。

原因としては、設置用地確保のため、森林伐採等による環境、景観の破壊、大雨等による設置、斜面の崩壊、土砂災害の発生、大雨冠水被害による太陽光発電の安全対策など、様々な地域住民とのトラブルの発生など、多岐にわたるものです。

国は、農地等への設置推進も図っています。

この農地への設置においては、今後、本町においても、様々なトラブルの発生も想定されてくると考えられます。

近隣耕作者とのトラブル、水害時等における安全性の問題、大木町食の景観条例との整合性、農地法との関連など、地元住民とのトラブル発生も、予測されることから、設置育成条例の早急な設定が必要となると思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長

はい。それでは、答弁を許します。境町長。

○町長

12番、中島宗治議員の一般質問にお答えいたします。

戸建てへの太陽光発電設備の設置につきましては、本町ではいち早く補助金を出すなどをして、推進を図ってきたところでありますが、設置率は全国的にも、トップレベルになっております。

今のところ、本町では、トラブルや苦情については把握しておりませんが、御指摘のとおり、太陽光発電設備の普及が進むことによって、トラブルや苦情等が発生する可能性が高くなることは想定されるところでございます。

ただし、トラブルなど問題になるのは、規模が比較的大きくなる、野立式の事業用太陽光発電設備がほとんどだと聞いております。

本町の事業用太陽光発電設備の設置数は、112件、令和3年度の申告件数となっており、うち農地への設置件数は、1件のみとなっております。

事業用太陽光発電設備につきましては、屋根置きなのか野立てな

のかという、いった設置形態については、現在のところ把握をいたしておりません。

傾斜と傾斜地等がない、本町で想定されるトラブルや苦情は、反射光によるトラブル、台風による倒壊、雑草の繁茂、景観の悪化などが挙げられると思います。

一方で、地域の脱炭素を図っていく上で、太陽光発電の普及は不可欠だと考えております。

令和2年度に策定をいたしました、2050年カーボンニュートラルを目指したロードマップを検討した中においても、本町での再生可能エネルギーは、太陽光発電に頼らざるを得ないとしております。したがって、太陽光発電とは、共存していかなければなりません。FIT価格、固定買取価格が下がり、物価が高騰し続けている今日においては、売電目的の太陽光発電の開発は考えにくいところではございますが、大規模開発や、御指摘いただいている農地への設置につきましては、慎重に取り扱う必要があると考えておりますので、大木町の食の景観を、守り、つくる条例や、農地法等の関係法令の趣旨目的を踏まえながら、適切に対処していく必要があると考えております。

以上で12番中島宗治議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい。それでは本件についての再質問はございますか。

はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

最初に、申しましたように、家庭の普及推進は十分に理解しておりますし、前石川町政時代に、私も、公共施設への太陽光発電、施設設置を求めてきました。

しかしながら、事業用としての農地への設置には課題があります。基本的に、農地は食料を生産する場所です。

すなわち人の生命を創造するところなのです。

話は少し遠回りになりますが、約18年前、ある新聞のコラムに、日本の農林水産業の規模は、国内総生産比率、GDPですね。

比率で見て1%近くまで低下していると。

農業問題は、もはや国民経済全体から見ると、さほど大きな問題ではないと。

言い切った経済学者のことが掲載されておりました。

そこで、経済という言葉の意味を広辞苑で引くと、国を治め、人を救うこととあり、警告在民とか、形成在民の略たり、人間の共同生活を維持発展させるために必要な物質的財貨の精査、分配、消費などの活動とありました。

決して経済イコール金ではないとのことでした。

現在、たかがGDP1%の分け前しかもらっていない日本の農業が、国民の食料の40%賄った上に、国土の大半を維持管理し、公共債である水と空気をただで供給していると思います。

言わば、農林業は出す炭素に大いに貢献している、生命創造産業だと思います。

ちなみに、農業大国であるアメリカ農業でさえ、GDP比率は2%台なのです。

今回のロシアによるウクライナへの侵攻でも分かるように、食料、燃料の不足による物価の高騰、及び世界的に食料の不作が叫ばれております。

大木町においても、1000年以上にわたり、先人が築いてきた肥沃な農地、そこで生産されてきた作物が、大木町に暮らす全ての人々、命を支え、生命財産を災害から守り続けてきたことから、大木町の食の景観を守り、つくる条例も制定されたと思います。

まずは、農地法等の関係法令の中での、大木町農業委員会としての考え方はどうでしょうか、お尋ねしたい。担当課長でいいです。

○議長

答弁を許します。広松産業振興課長。

○産業振興課長

はい、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

農業委員会の事務局長も仰せつかっておりますので、農業委員会の立場という形での答弁となります。

農地法におきましては、農地法の第4条という形で転用に当たりません。営農型太陽光発電の設置につきましては、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、行うということで、農業と発電を両立する仕組みということが前提となります。

今回、太陽光発電の支柱部分については一時転用の許可が必要となるということで、先ほど町長のほうが答弁がありましたけども、

平成3年12月にですね、大溝地区におきまして農地一反ほど、太陽光パネル自体は240平米ぐらいの規模でですね一時転用の申請が行われたところでございます。

今回の申請につきましては、地元ですね集落営農法人が、営農を行うということが条件ということで提示がされております。

また、農地法上の営農型太陽光発電の設置につきましての、営農の適切な継続の条件というものがございまして、営農が行われていること、生産される農産物の品質に著しく劣化が、生じていないこと、また、その地区ですね平均収量の8割は確保することということで、毎年、営農報告、営農ですね状況の報告を毎年上げるというようなことが条件となっております。

そのためには、農産物の生育に適した日照量を保つための設計であつたりとか、あとは工事して農業機械の利用が可能な高さ、最低では2メートル以上であるということが条件となっております。

それと、周辺農地に支障をきたすおそれがないかまた、周辺農地も含めた、農業ですね、効率的利用に支障がないかなどが、検討される、審議される、事項となっております。

この件につきましては、大木町農業委員会の総会の意見を持って、また県の常任委員会というものがございまして、そちらのほうでまた審議がされております。

審議につきまして鶴岡主幹のほうが出席して、質疑を行っておりますけども、やはり農業委員会といたしまして農地を守るところが主となりますので、大変厳しい慎重なですね御意見をいただいたところで、課と一緒にいただいて、そのあとに県知事のほうから許可をいただいたというのが、今回の事例でございます。

また、本町の特性であります、土壌がちょっと軟弱度であるということで、栗熊第7の種、第1種農地の、土地改良事業の農地におきましても沈下するというような事例もあります。

そういったところもちょっと心配されるところなのかなというところもございます。

いずれにしても、営農が適切に継続しながら行う、ということが条件ということで、一時転用の申請を受けて、個別具体で、審議をされ、意見が提出され、県知事の許可の判断がされるというのが農地法上の手続でございます。以上でございます。

○議長

それでは、本件につきまして、3回目の質問ございますか。
はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

農業委員会でも厳しく、条件があるようでございます。
先ほども言いましたように、先人が築いてきた優良農地を守るためにも、そして、災害による倒壊、雑草の繁茂、景観の悪化、あと様々な問題が発生するためにも、適切に対処していく必要があるということから、町としても、条例の制定を向けてという、私の希望でございます。
周辺市町村でのトラブルもですね新聞でも、皆さん御存じのように、菊池市が発端で、それから昨年、一昨年と2年連続で水害に遭った武雄市、大町町、また、再生に積極的な自治体も、住宅への設置に補助する一方、事業用の大規模な発電にも関しては、首長、地元の同意の義務とか、地域の合意形成の、大前提としてあるようでございます。いわゆる、太陽光発電の災害時等の安全対策と景観及び環境破壊の懸念を払拭するためにも、再生エネ規制条例の制定が早急に必要だと思いますので、町長の、再度、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

はい、12番中島宗昭議員の御質問にお答えしたいと思います。
中島議員御指摘のように、本当に農業の果たす役割、とりわけ本町における、農業の果たす役割は、議員おっしゃるとおりで、私も全く同感であります。
やはりしっかり農業を維持発展させていくことが、町が発展していくことそのものであるというふうに考えています。
そういう意味では本当に最近、農業を取り巻く状況は厳しくなってきましたけども、一方言えば、やはり大木町、田畑に囲まれ、自分たちが食べる食料を自分たちで自給できる地産地消という、そういう仕組みというのは非常に豊かな、豊かさの裏返しでありますので、そういうような、まちづくりというのは、今後とも大木町の基本的なまちづくりの考え方なんだということは揺るぎない

というふうに思っております。

条例の件であります、確かに周辺、大規模な太陽光発電設備、メガソーラーとか、メガソーラーとメガソーラーとか言われる一時買取り制度がかなり金額が上がりまして、全国津々浦々、特に山を開発して、設置を、大規模に設置をするとかそういう事例が多々見られまして、そういうところに関しては例えば森林破壊であったり、大雨による崖崩れで、土砂災害、そういうのを原因になったり、もちろん景観の問題、そういうような問題が全国的に報告されているということは、全国的に発生をしているということは、私も、認識をしているところであります。

それと農地に対する設置に関しましては議員御指摘のように先ほど農業委員会の意見もありましたけども、慎重にやる必要はあるだろうというふうに考えています。

ちなみに大木町が現在その消費する電力を賄うのに、屋根置き太陽光発電で、今の電力事業の2倍のポテンシャルがあるということでもありますので、まずは、屋根置き、自給型の太陽光発電の設置をですね、推進をしていくあるいは公共施設等への太陽光発電の設置を推進していくということに当然軸足を置いていくということになるかと思えます。

条例の設置であります、今のところですね具体的に条例の設置については考えておりません。

具体的に何を規制するかというところの、条例の、規制内容について、大木町で、条例で規制するところまでですね問題が深刻化しているかというところを鑑み、考えますと、実際そこまではまだ、条例で規制するというような状況までは至っていないのではないかというところが私の現在の問題意識であります。

ただ、先ほど議員御指摘のような問題に関しては常に注視をしながら、そういう対策として、しっかりと条例を制定する必要があると判断をしたときはですね、当然、早急に、条例制定に向けての準備を進めてまいりたいと思えますし、そういう心配な案件等につきましては、議員各位からもいろいろ、御提言をいただきながら、議会とも、御相談をしながらですね、今後の対応については考えてまいりたいというふうに思っています。以上であります。

○議長

はい。本件について規定の回数を終わりましたが、何か残す。

はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

トラブルが起きてからで遅いんです。

今、何もないから、じゃなくて、今から起きる前に、もしそういった事案が起きたときに対処できるように、またそういった事案が起きないように、抑制できるように、やっぱり、条例の制定というのは必要だと思っております。

町長の最初の答弁の中でも、農地法の関係法令の趣旨を踏まえながら、また適切に大木町の食の景観を守りつくる条例、そういった組み合わせながら考えて適切に対処していく必要があると言われております。そういったことで、早めに、ちゃんと、準備はしておく必要があるから条例の制定を求めているんです。もう1回よろしくお願いします。

○議長

はい、答弁を許します。境町長。

○町長

中島宗昭議員のほうから、事前に備えておくべきだという再度の御質問がございました。

まずはそういう懸念されるというか、ここで、条例を、議員に制定しますという、単純に約束すればいいという問題ではありませんので、やっぱり本当に条例を制定する必要があるのかどうかということも踏まえて、やっぱりしっかり検討させていただかないといけないというふうに思ってます。

本当に今条例を制定するような段階に至ってるのかどうかというのは、しっかり検討させていただきたいと、今日の議員の御提案についてはですねしっかりと受け止めさせていただきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長

いかがでしょうか。

はい。それでは次の質問に移っていただいてもよろしいですか。

はい。それでは、次の質問に移っていただきますようお願いいたします。中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

所信表明のときに、2選目の出馬表明をされました、町長は最後の、自己採点と出馬意思はあるのかの質問を取上げて、質問いたします。

まず、町長も、ローカルマニフェスト検証と2期目の出馬ということでしていましたが、町長の在任期間も残り僅かとなりました。在任中は、コロナ感染症拡大による多くの規制の中での政策実現、大変御苦勞なされたことと存じます。

所信表明時に、石川前町長や、歴代町長と町民の皆さんと、築き上げたまちづくりをしっかりと継承するとともに、協働の力、人の絆や地域の結びつきを、大切にしました。

町民の皆さんが暮らしの豊かさを実感でき、未来世代に誇りを持ってつなぐことができる。

大木町を目指しますと、ローカルマニフェスト作成され、その中で、七つの約束をなされました。

しかも、事業の優先順位などを示す、効果が期待されるローカルマニフェストによる、この七つの約束で全てを、4年の任期中に実施、実現しますと約束されました。

本来なら、住民による、住民有志によるマニフェスト検証が望ましいのですが、地域住民から、「境町政はどうか」とかい、「約束は守りやすかい」という声を聞き、私が、この約束についての検証をさせていただく。

七つの約束と、それぞれの柱について検証させていただきます。

まず約束1で、まちづくり、地域づくりの中で、四つの柱への取組を約束されていましたが、全ての取組にどのように対処され、全て実現出来たのか。

まだ継続中なのか、また、課題としてどのような事柄が発生したのか。また、その課題にどのように取組をなされたのか。

お尋ねをいたしますが、以下、残りの六つの約束も同じような形です。質問いたします。よろしくお願いします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

12番、中島宗治議員の一般質問にお答えいたします。

私の町長としての任期も残すところ、5か月余りとなりました。

まずもって議員各位、町民の皆様のこれまでの御支援御協力に對しまして、心から御礼を申し上げます。

また、コロナ禍や、様々な課題山積の中、マニフェストに掲げた多くのお約束を実現することが出来たのは、職員の奮闘によるものであり、本当に感謝を申し上げます。

町長就任後、ちょうど1年を経過した頃から、コロナ禍に見舞われ、これまでの任期の大半を、コロナ対策に追われました。

また、昨年まで毎年、記録的な豪雨による災害に見舞われるなど、予想外の事態に直面し、思うように、町政運営が出来なかったこともあり、実現が出来なかった課題も残っております。

これまでの私の町政運営に対する考え方は、直面する課題にスピード感を持って対応しないといけないということでございました。人口減少や少子高齢化の急速な進行、気候変動の影響の深刻化、さらに、コロナ禍などのリスクの拡大やDX社会の到来、世界情勢の急激な変化など、町を取り巻く社会環境が激変をしており、10年前の時代、フェーズが10年前と時代のフェイズが明らかに違うと感じております。

一方で、町民の皆さんや議員各位、職員への説明が不足し、合意形成が不十分な面があり、それが事業進捗の障害になったところもありました。

今後は十分な説明や合意形成に努めてまいりたいと存じます。

そのような中、町民の皆さんの念願であった光回線の整備、今後のまちづくりの羅針盤となる自治総合計画の策定、地域自治の確立に向けて、自粛意向に御協力をいただいたこと、気候変動の影響の深刻化を共有し、対策を講じるための、気候非常事態宣言の、公表などを実現出来たことは、未来世代に誇りを持ってつなぐことができる、持続可能なまちづくりに向けて大きな一歩を踏み出せたと思っています。

しかし、冒頭御挨拶で申し上げましたが、多くの課題において、道は半ばのものが多く、微力ではありますが、町の発展のために、引き続き町政を担わせていただきたく、次期町長選挙に立候補させていただく決意をいたしました。

さて、マニフェストに掲げた七つの約束についての実施状況を御説明をいたします。

まず、約束1、まちづくりは、地域づくり、地域で安心して暮らせるまちを目指しますについてであります。

まず、①災害から、社会的弱者、高齢者を守るための避難支援体制の充実と防災ラジオなどの防災情報の提供についてであります。

防災ラジオを75歳以上のみの世帯に配布するなど、624台を貸与し、防災情報のみならず、毎週火曜日の定期放送や、必要に応じた臨時放送を行い、コロナ対応や、熱中症の注意喚起など、様々な情報提供を行ってまいりました。

防災情報については、防災行政無線、防災メール、公式LINE、ホームページなどによる情報提供や、必要に応じて消防団による巡回広報などを実施しています。

また、避難支援体制では、区長、民生委員、消防団と連携し、早めの避難の呼びかけと、高齢者の送迎、福祉避難所の設置など、特に高齢者等への避難支援を行ってまいりました。

②の山井側の堤防かさ上げ工事は、山ノ井川浸水対策重点地域緊急事業を、令和元年度から、県が着手いたしました。毎年、大雨による浸水被害が生じていることから、事業の早期完成を県に強く要望し、令和4年7月までに、十軒橋まで完成するなど、順調に工事が進んでいます。

花宗川につきましても、老朽化した護岸の改修工事が完了いたしました。

そのほか、災害防止対策として、近隣市町村との連携による流域治水対策、これはクリークの先行排水でありますけども、であったり、冠水道路の舗装かさ上げ工事を実施してまいりました。

安心して暮らせるまちづくりに向けたインフラ整備では、平成23年度に着手した町道八町牟田10号線の自転車歩行者道設置について、全長1100メートルの9割が完成し、事業完了が見えてまいりました。

そのほか、国、県道では、主要地方道県道久留米柳川線の歩道設置を推進したほか、令和3年度には、国道442号バイパスの4車線化、県道水田大川線、三八松、高橋間の歩道設置の事業化が実現いたしました。

町道や水路整備においても、地域の要望などを勘案し、計画的な事業新設に努めてまいりました。

③各コミュニティ支援担当職員の配置につきましては、平成3年4月より、各校区コミセンに1名ずつ配置をし、校区活動の推進と、

行政区から自治区移行に向けての支援を行いました。

人口減少や少子高齢化など、各地域では困難な課題に直面し、日常的に助け合う共助社会をつくることが欠かせないことから、行政区から自治区への移行をお願いしてまいりましたが、本年度当初において、約6割の地区が自治区へ移行していただき、ほかの地区も、実情に合わせて、移行の準備を進めていただいております。区長さん方を初め、地域の皆様の御理解と御協力に改めて感謝を申し上げます。

今後は、自治区活動の支援や、校区ビジョン作成に向けての支援体制を強化していく必要があると考えております。

④コミュニティーバス等による地域モビリティの実現につきましては、全町単位のバスの定期運行は、導入メリットがいまだ見込めず、今後校区単位のデマンドタクシー方式などを検討する必要があると考えております。

現在、高齢者等の移動支援といたしましては、平成2年度より、買物支援として、移動販売を開始し、買物に限定した移動支援モデル事業を実施をいたしております。

次に、約束2、健康で長生きが一番、町民の健康づくり生きがいくりを応援します、についてでございます。

大木町は、8年連続で高医療費市町村に指定されており、疾病予防や重症化予防、生活習慣病の早期発見、早期治療による医療費適正化が喫緊の課題となっています。

健康づくりや、疾病予防は、町民のQOLを高めることにつながり、町の最も重要な課題でございます。

疾病予防や重症化予防を推進するために、⑤特定健診の利便性を向上し、特定健診受診率の向上や特定保健指導の実施率の向上を目指してまいりました。

国の補助事業を活用し、未受診者に対する受診勧奨事業に着手をし、専門職による電話や訪問による受診勧奨活動を積極的に行ってまいりました。

その結果、特定健診受診率では、平成30年度41.7%、県内18位、令和元年度42.5%、県内17位であったものが、平成2年度には、48.4%、県内第3位へ。

特定保健指導におきましては、平成30年度53.2%、県内40位。

令和元年度58%、県内38から令和2年度81%、県内7位と大幅に向上させることが出来ました。

また、③健康ポイント制度を導入し、集団検診やがん検診、特定健診やヘルスアップ教室、お喜楽サロンなどの参加者を対象に、令和3年度には14万3760ポイントを付与し、町民の皆さんの健康づくりを応援してまいりました。

④健康づくり推進員を配置し、地域ぐるみで健康づくり事業を推進する体制づくりは実現出来ませんでしたが、今後校区や自治区活動と連携して推進していく方針でございます。

①高齢者の皆さんの居場所づくり事業の充実、②高齢者障害者を持った方の社会参加の支援につきましては、介護予防事業と、アクアスお喜楽サロン社会福祉協議会紅葉クラブ、地域のいきいきサロン、健康福祉講座を実施してまいりました。

しかし、コロナ禍により、地域における居場所づくり事業が実施出来ない状況が続いており、今後、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを、コミセンに配置をし、地域との連携を強化していくことを目指してまいります。

また令和3年度からは、就労支援コーディネーターをシルバー人材センターに配置し、高齢者の生きがいをづくり、就労支援を行っております。

次に約束3子育て、教育を町ぐるみでサポート、子育て支援教育を充実させますについてでございます。

本町はこれまで、子育て支援に力を入れており、子育てしやすいまちとして認知されていることが、子育て世代の転入に結びついてまいりました。

保育料などの負担軽減だけではなく、総合的な子育て支援メニューを充実させることで、子育てしやすいまちとして選ばれるような施策を進めてまいりました。

②子供医療費につきましては、ほかの自治体に先駆けて、令和元年7月から中学生までの医療費の完全無料化を実施いたしました。

また出生ポイント、転入ポイントのほか、保育料や給食費の第三子以降無料など、多子世帯応援メニューを充実させております。

またコロナ禍で大きな影響を受けている子育て世帯を応援するために、子育て応援商品券を2年続けて、妊婦応援給付金を3年続けて支給するなど、子育て世帯の応援を充実させてまいりました。

①子育て世代包括支援センターの充実につきましては、必要な専門職を配置し、子育て支援分野と母子保健分野を統合、妊娠期から子育て期までの相談窓口を一本化したほか、産前産後サポート事

業及び産後ケア事業の充実を図り、ケアが必要な家庭の支援を充実させてまいりました。

また本町の要保護児童対策地域協議会は、関係機関からも、県下でトップクラスの活動だと評価されており、妊娠期から18歳までの支援が必要な子供や家庭を支援しております。

また、待機児童は、保育園では年度当初において、これまで発生しておりません。

また学童保育では、平成30年度以降、待機児童は発生しておりません。

③保育と学校教育の連携、専門機関、保護者との連携につきましては、令和3年4月の組織機構改革により、教育委員会とこども未来課を統合したことにより、幼、保、小連携がより充実し、特に養育支援においては、学校や専門機関が、対象児童の情報を共有し、就学にスムーズに移行できるようになりました。

また、子育て世代包括支援センターと指導主事等が連携することで、保護者の就学への不安や、支援学級への配置など、きめ細かな対応が来ています。

④ひしのみ国際交流センターと連携して、外国教育を推進してまいりますことにつきましては、令和2年度は、ひしのみ国際交流センターに、ALTの配置の委託をし、外国語教育とひしのみ国際交流センターの連携を図りました。

しかし、コロナ禍の影響もあり、連携の効果が見込めなかったことや、外国語教育の効果を向上するために、ALTを民間業者からの派遣に変更いたしております。

小学校35人学級を堅持し、ふるさと教育を充実させますについてでございますが、令和元年度から、引き続き、町費常勤講師、または町費非常勤講師を任用し、35人学級を堅持しております。

また、ふるさと教育の実施状況においては、各小学校においては、地域の農家等の協力をいただいて、学童農園を設置しているほか、小学校4年生のごみゼロチャレンジプログラムの実施、環境壁新聞への出展、中学生においては、大木町のSDGsの取組を調査学習し、町長へ提案するなど、農業のまち、環境のまちとしてのふるさとの魅力を体験させることで、ふるさとへの関心を深めてもらっています。

また、小中学校の学習環境を向上するために、小中学校エアコン増設、木佐木小学校特別教室増築、各小学校トイレ改修、大木中学校

体育館改修工事を実施しているほか、GIGAスクール構想に基づき、小・中学校にタブレット端末1478台、電子黒板やモバイルルーターなど、ICT環境を整備してまいりました。

約束4WAKKAを拠点にして、産業活性化、地域でお金を回して、地域経済を元気に、ついてでございます。

①WAKKAが主体となり、農産物加工品開発、大木町で生産される良品やサービスを全国に売り込むなど、地場産業、商業の振興を推進しますについてでございます。

地場産品を全国に売り込むためには、ふるさと納税を上手に活用することが最も効果的であります。

ふるさと納税の寄附額をふやすことが、地場産業、商業の振興に寄与し、町の財源確保につながることから、WAKKAがふるさと納税事務を受託し、主体となって、寄附額をふやす対策を講じてまいりました。

新規返礼品の提案、これは令和2年度115品目、令和3年度9品目や特産品の商品開発、環のかおり製造販売、パスタめんの商品化、キノコ大豆ハンバーグの施策、環のかおりパスタソースの試作、菊芋チップスの製造販売などを行ってまいりました。

ふるさと納税寄附額は、令和元年度、5億4130万2000円。

令和2年度、5億9300万円。

令和3年度、5億9974万8000円と、寄付額を伸ばしてまいりましたが、寄附額を維持していくためには、サイト運営など、専門的な人材が必要であり、WAKKAで担い続けることは困難と判断し、令和4年度は、外部専門業者へ委託を切替えており、今後のWAKKAの役割を見直し、再構築することにいたしております。

②地域でお金を回す仕組みづくりを充実し、町内消費を町ぐるみで推進します、についてでございます。

まず、大木町地域振興券事業では、令和元年度から令和4年度まで続けて、プレミアム率10%から20%の商品券を、5000冊から7500冊発行してまいりましたほか、コロナ経済対策として、子育て応援商品券、これは令和3年4年、2年続けて、こども1人当たり1万2000円でございます。

大木DE暮らし応援商品券、これを今年度、全町民に5000円の商品券をお届けをいたしました。

飲食店対策として、ストンスタンプラリー助成などを行い、地域経済の活性化を支援いたしました。

また地域ポイント、健康ポイント子育てポイントなどによる商品券の発行額は245万4000円、令和3年度末までの商品券使用額は212万1000円となっております。

③都市との交流や関係人口を拡大し、地域経済活性化対策を推進します。

また、町内に飲食店を誘致するなど、まちのにぎわいづくりを進めます、についてでございます。

令和3年10月に、西鉄八丁牟田駅前に、大木町関係案内所をオープンし、超小型EVやレンタルサイクルを活用した、ガイドツアー、春日市の自治会と連携した大木町バスは、町内の無人販売所をめぐる、軒先マルシェを開催をいたしました。

また西鉄と連携し、いちご狩りやアクアスとセットの企画乗車券を販売をいたしました。

しかし、町内への飲食店の誘致は実現出来ておりません。

④農業経営の安定化対策、特に新規就農受入れや、後継者の育成のための条件整備を推進します、についてでございます。

農業者の安定経営対策として、国県補助事業を活用した機械や施設の整備、農地集積、経営資金への利子助成等の実施に合わせ、災害回避対策支援事業など、町単独の事業を実施をし、地域農業の安定、産地拡大を図りました。

新規就農支援対策につきましては、JA及び生産部会、株式会社NJアグリサポート、普及センターなどと連携しながら、新規就農者が定着するための支援を行いました。

新規就農支援の国県補助事業として、農業次世代人材投資事業など、町単独事業として、移住定住支援事業、機械共同利用支援事業などを行い、令和3年までの新規就農者累計は42経営体となっております。

⑤野菜の直売や加工販売を確立し、高齢者や農家の稼ぐ仕組みをつくります、についてでございます。

道の駅おおき直売所くるん夢市場は、JA福岡大城が運営しており、JA福岡大城が事務局を担う出荷者協議会、会員数164人のうち、定期的に出荷されている会員は74名ということですが、ここが核になり、野菜の生産出荷を行っています。

しかし出荷数がふえず、販売額も頭打ちで、直売所としての魅力が不足しているのが現状です。

また、農産物加工販売施設を十分か活用されておらず、これらの施

設による野菜の生産、加工、販売による地産地消型好循環をつくり出すことは出来ておりません。

高齢者や農家が稼ぐ仕組みをつくり、食の自給や地産地消を推進する、目標は十分達成出来ませんでした。

土地利用計画の見直しに着手します、につきましては、大木町自治総合計画基本構想、第2章、自治体経営の効果的な推進、4、持続可能な土地利用の方針において、これは自治総合計画に記載している文言でございますが、土地利用政策に関わる土地利用の方針として、まち全体が、農業振興地域であることを踏まえつつも、中略、土地利用政策として、居住機能誘導地区と産業都市機能誘導ゾーンを設定し、戦略的な土地利用を誘導していきます。

中略、本実施総合計画と連携した土地利用政策の上位個別計画として、国土利用計画法に基づいた、仮称大木町土地利用計画の策定に向けた検討を始めますと位置づけており、今後土地利用計画の策定に向けた検討を始めることにしております。

また令和4年2月には、農地農用地として指定されていた端田などの狭小農地や農地として利用が困難となった、主に駅周辺の農地などを、農用地から除外する見直しを行いました。

○議長

はい、暫時休憩いたします。

はい。ちょっと町長の自席のほうにお戻りいただいて、ちょっと答弁の途中ですけど、休憩をいたします。

で、宗昭議員にちょっと申し上げたいんですが後、答弁がそれなりに15分から、それぐらい続くんですが、再質問再々質問の時間についてはどうでしょうか。たりる。

じゃその折には申し出ををいただければというふうに思いますので、そのときには、時間の延長の部分をちょっと、考慮したいというふうに思いますので、そういうことでよろしいですか。はい。

じゃ、暫時休憩いたします再開を、13時30分90分間の休憩をとらせていただきます。お疲れでした。

休憩 11時 10分

再開 12時 00分

○議長

はい。それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番中島宗治議員の質疑に対する、境町長の答弁の途中でございましたので、境町長の答弁を許します。境町長。

○町長

それでは、引き続き答弁をさせていただきます。

約束5、女性が輝き、活躍する町へ、女性参画社会を推進します、についてでございますけども、大木町女性ネットワークを中心にした、女性団体の活動が活発に行われておりまして、まさに女性ネットワークの皆さんに、女性活躍社会をリードしていただいているというふうに考えております。

また令和3年9月の男女共同参画審議会答申において、地域組織の運営に関わる役員の選出における、女性登用の推進が求められております。

自治区移行契機に、地区活動に積極的に女性を登用していただくよう、働きかけを行ってまいりました。

①各種委員の女性登用率は、執行機関では、令和2年度まで、30%以上を達成したものの、令和3年度は29.4%で未達成になりました。また、付属機関におきましては、令和2年度36.5%、令和3年度、38.7%となり、30%の目標を達成いたしております。

また役場の女性管理職におきましては、1名にとどまり、未達成でございますけども、管理職候補の主幹といたしましては12名中4名の女性を登用いたしました。

②女性参画講座など、企業やリーダーの育成支援についてでございますが、県の女性リーダー研修への派遣や、女性ネットワークおおきとの共催による講座、イベントの開催、おおぞらセミナーや男女共同参画講座を実施いたしました。

③女性の声をまちづくりにいかすため、女性による元気な地域づくり応援講座、元気塾の開催、町長との会話の場としてきみちゃんカフェの実施、女性の翼との意見交換や、女性ネットワークおおきとの交流を行ってまいりました。

女性まちづくり委員会の設置には至っておりませんが、女性ネットワークの皆さんとの意見交換の場をふやすことで、まちづくり

に反映をしていきたいというふうに思っております。

約束6、心豊かで潤いのある暮らしを、文化スポーツ交流の振興を推進します、についてでございます。

令和2年から、コロナ感染拡大の影響により、文化スポーツ交流行事のほとんどが中止や縮小を余儀なくされる中、十分な活動が出来ませんでした。主なものとして、下記のような事業を実施しております。

①出前講座の集約充実と町民大学の実施状況では、各課で実施している講座等を取りまとめ、令和4年8月に、町民向け講座、イベント情報として集約して、町民の皆さんへの周知を図ったところであります。

②生涯学習の振興対策については、令和3年度に、NPO法人大木町スポーツ協会を設立し、「スポーツを通して地域に笑顔を」をスローガンに、スポーツの振興と、スポーツ振興として、健康で笑顔いっぱいの地域づくりを目指して活動を始めています。

③町民の文化芸術活動の支援につきましては、図書情報センターギャラリーの活用や、文化祭への出展及びかけることで、文化活動への参加住民がふえてきております。

④まちづくり団体や若者交流については、まちづくり団体の活動、PRや、若者団体の交流やにぎわいづくりを目的とした、大木町まちづくり応援団を結成をいたしております。

⑤伝統行事や文化の継承につきましては、地域の伝統行事である川祭りや、左義長の開催状況などを、広報などで広くお知らせし、推進してまいりましたが、現在、川祭り実施か所、56か所、左義長20か所で20地区で実施をされています。

また大木町出身の久留米絃代表である、故松枝哲哉さんを偲ぶ会やい業会館県文化財登録記念式典の開催などを通じて、伝統文化の継承を図ってまいりました。

約束7、持続可能な循環協働のまちづくりを推進しますについてでございます。

①職員力を高め、住民サービスの向上、持続可能な行政運営についてでございます。

縦割り行政の弊害を是正し、機動的、効果的な組織にすることで、質の高い住民サービスを提供していくために、令和3年度に、行政組織機構改革を実施いたしました。

また、あわせて、限られた職員で新たな行政課題に的確迅速に対応

するために、グループチーム制を導入いたしました。

なお、令和4年度には、さらに行政組織機構の一部を見直すなど、住民サービスの向上を基本に、随時見直しを行い、持続可能な行政運営を目指してまいりました。

また、窓口への来庁者の皆さんへのアンケート箱を設置し、気持ちよく御利用いただける、役場を目指し、接遇改善に努めております。また、平成28年度から導入している人事評価制度につきましては、職員の意識改革と資質の向上を促すために、制度の見直しを図りながら、住民サービスの向上に資する職員の育成に努めております。

さらに、これまでも、専門研修等への派遣を通して、職員のスキルアップに取り組んでまいりましたが、職員一人一人の意識改革、能力開発を推進し、新たな課題にも積極的に挑戦できる職員を育成するために、大木町人材育成基本方針を策定し、人材育成に取り組んでおります。

②行政事務の外部委託、外郭団体の運営の効率化につきましては、令和3年度に、NPO法人大木町スポーツ協会が設立され、町のスポーツの振興や、町民の健康づくりに向けての活動を始めました。また、体育館などのスポーツ施設の指定管理委託に向けて、条例の整備、委託先の選定などの準備を進めております。

町内の外郭団体として、社会福祉協議会やシルバー人材センター、大木町健康づくり公社、クリエイティブおおき、サステナブルおおき、浄化槽維持管理協会などがございますが、行政を、目的を担う団体が多いことから、担当課を通じて定期的に協議を行うなど、効率的安定的な運営に向けたサポートを行っております。

③企業や周辺自治体、大学、地域住民との連携による先進的なまちづくりを進め、中略、環境政策の充実と情報発信を行います、についてでございますが、主な事業といたしましては、プラスチックのリサイクルを推進するために、南筑後プラスチックリサイクルループ推進協議会、構成といたしまして、自治体は、大木町、みやま市、柳川市、筑後市、大川市の5自治体、民間企業といたしまして、YKKクリーン、いその株式会社、トータルシステム株式会社、岐阜プラスチック工業株式会社など、大学といたしましては、九州大学、福岡大学、北九州大学など、団体といたしましては、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、そのほか市民団体が参加しておりますが、協議会が主体となり、環境省地域循環共生圏プラッ

トフォーム構築支援事業を活用し、製品廃プラスチックのマテリアルリサイクルによる、生ごみ分別バケツの試作品を完成させ、マスコミにも注目をされました。

地域から排出される廃プラスチックを活用して、生ごみバケツとして再生し、住民の皆さんに活用していただくことで、地域における廃プラのリサイクル地域循環を進めていく計画でございます。

④行政や町内行事などの情報を、中略発信しますということについてでございますが、令和2年度から、町からのお知らせやイベント情報にアクセスしやすいように、公式ホームページのリニューアルを行いました。

また、公式LINE公式Instagram、Instagramを開設して、SNSでプッシュ型の情報発信に力を入れております。

現在のフォロワー数は、LINE2194人、Instagram249人となっており、今後も、フォロワー数をふやして行きます。

⑤行政コストを見える化し、効率的効果的な行財政運営を徹底します、につきましては、平成3年3月に策定した自治総合計画は、自治体経営の指示書として、政策、施策の実施に当たり、財政見通し、財源の裏づけ、財政規律を担保するために、大木町中期財政計画を策定し、効率・的効果的な財政運営と行政コストの見える化に取り組んでおります。

これまでの任期中の2年半以上は、コロナ禍の中の行政運営となり、感染予防対策やワクチン接種の推進、これによって深刻な影響を受けた町民への生活支援や、事業者への経済支援を適時実施をしてまいりました。

特にワクチン接種に関しては、町内かかりつけ医による接種をお願いし、医会の先生方には大変御苦勞をおかけしておりますが、町民の皆さんも安心して、ワクチン接種を受けることが出来て、順調に医師接種を進めることが出来ました。

また多くの課題を抱える中で、職員は、コロナ対策に振り回されながらも、しっかりと職務を遂行し、困難な時期を乗り越えてきたと思っております。

在任期間におけるマニフェストを含め、政策実現の自己採点につきましては、実現出来た課題の多くは、職員の頑張りによるものであり、十分な成果が得られなかった課題は、私のマネジメント不足によるものであります。

コロナ禍の中、コロナ対策を含め、多くの政策を実現出来たことは、

満足をしています。

しかし、評価については、議員各位、町民の皆さんに委ねたいと思います。

以上で12番、中島宗治議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい、それでは本件について二つ目の、失礼、本件についての再質問ございますか。はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

御質問に際してちょっと確認をしますが、マニフェストの七つの中で、約束1の中でも、四つの柱がありました。

その一つ一つの柱に対して3回の質問いいですかね。

全体でされるところは参加しますし、とかもう全体でまとめてしますので。まちづくりは地域づくり、地域で安心して暮らせるまちを目指しますということで、約束1で、災害からの社会的弱者と、防災ラジオですとか、山ノ井川の堤防かさ上げ工事、要望とか、これは、前石川町政のときからの、継続事業ということで県の事業で、山ノ井川の嵩上げも、来年度、町長も今、おっしゃられましたように来年度で、正原橋まで全部完了、5年計画的ということで完了ということで、はい。それから、もう防災ラジオのほうも、継続事業ということで、されておりましたこのマニフェストに上げるのが正しいのかどうかちょっと私わかりませんが、それから校区コミュニティ活動を支援するために、各校区コミュニティ支援担当職員を配置します。また希望の行政区コミュニティ支援担当職員を配置します、すぐ実施しますと、ありました。

これはまた、次の質問して、まずですね、花宗川があつて、1番最初に答えがありましたので、約束のほうから1番からいきましょうか。そのマニフェストの、答弁が入れ替わったりしているから、山ノ井川のかさ上げ、堤防は先ほどお話ししたような形でございませうそれから花宗川の護岸の補強、未整備地区の早期実現を要望しますということで、もう実現したと、工事が終わったということで、花宗川についても老朽化した護岸の改修工事は完了しましたとありました。私がこれ、手元に写真を配付しておりますが、これが、昨日撮影した花宗川の状況です。

花宗川の真ん中の写真、4、3番ですかね。

手前に1番奥のほうに、護岸がきれいな護岸が見えますが、そこが改修した場所、ちょうど三瀦通水が始まる、大変危ないときにやっと終わったという状況でした。

その工事中に上の、バックが、補強してある部分、そこが崩れていったと。その上のほうが、1番ですね。

護岸ずっと連続してこういった状況で、崩れてあるんですよ、崩れているんですよ。2番の石墨の護岸も、こういった形崩れてるとか、4番にも穴があいてるとかいろんな形でですね、いろんな劣化が進んでるんですよ。花宗川改修期成会とかそういった中でもいろいろ話が出てくるかもしれませんが、町長、実際は現場に行ってみた中でこういった状況を判断して、やっぱ県のほうに要望すると、担当課のほうは担当課のほうでしてあると思いますがやっぱり町長が町長で、県議会とか、県に直接言うような、利用して活用してといいますか、そういった形で要望していつてほしいと思います。こういった状況で、横にある、民家の方は本当、今年は雨が少なかったから、免れましたけど災害に免れましたけど、本当心配で心配で夜も眠れなかったじゃないかと思っております。

住民の安心と安全を守る、守ってあげることが行政としては1番大切ではないのでしょうか。

それからですね、校区コミュニティーに、冠水道路の舗装その下に、冠水道路の嵩上げを実施いたしました。

うんこれは何か所だったのか私の知ってる限りでは奥牟田の立野の、がされて、あそこ本当によくなりました。

はい、みんな喜んであります。

しかしですね、大莞にはですね、三八松地区、荒牟田も、私の住んでいる荒牟田もありますし、筏溝上、下、吉祥奥牟田の一部、昭代線の管理道路、いつも冠水して、深いところはですね、膝まで来るんですよ。特に、筏溝の、下のほう、課長も十分知っておりますが、毎年ですね、雨が降れば、家の中にまで入ってくる。

倉庫の中まで入ってくると。本当困っております。

かさ上げをしたからよくなるというわけじゃないと思います。

その排水対策もしていかないとですね、一緒にですね、そういったところもやっぱり十分に、担当課等も話し合いをしながらやっぱり住民の、そこで暮らす人たちの意見を聞きながらですね、事業を進めていってもらわないと、やっぱり安心安全な暮らしが守れないと思います。

1番大切なところじゃないかと思っております。

ですから、次に今後も冠水道路のかさ上げ工事を、かさ上げを実施いたしますとありますが、大体何か所ぐらいで、何年ぐらいかかっている計画があるのか、教えていただきたいと思います。

○議長

まず初めに、答弁を許します境町長。

○町長

中島宗昭議員の御質問にお答えしたいと思います。

中島議員御指摘のようにですね、できるだけ現場を歩いて、現場の状況を把握をしてですね、

やっぱり私自身がしっかり判断をして、指示をするということは本当に必要なことだというふうに思っておりますので、そういうことについてはしっかりと、そういうことを意識をしながら、取り組んでいかなければいけないと、改めて思ったところであります。花宗川の護岸改修に関しましては、今工事してるところですね、あそこがとにかく課題だったというところの認識がございまして、あそこの工事はしっかり、計画どおり終わっていただいて、その前後が、また壊れてるということで、担当課のほうから報告を受けて、その分については県のほうに交渉して早急に工事をすると、していただくということで、今、要望しているところだということでもあります。

いずれにしましてもそここのところの、十分な把握が出来なかったというところについてはですね、私の反省点かなと。

ただやっぱりこう、いろんな課題があつてですね、やっぱり全て、全てですよ、全て適時その把握できる、かどうかというのはですね、なかなか難しいところもあるのかなと思いますが、でも、議員御指摘のようにですね、できるだけ現場に出向いて、特に、担当課のほうから報告を受けて、課題のある部分についてはですね、現場に出向いて、自分自ら確認をして指示をしていきたいというふうに思っております。

それとあと、冠水道路のかさ上げは平成2年から、大体年間に3か所ずつぐらい、当初2000万ぐらいだったですかね予算をつけてさせていただいてます。

やはりあの、道路が冠水する場所が決まってて、どうしてもその、

危なくて、車が通れない、特に主要な避難道になるべくところが、そういう形で、危なくて通れないということになってくると、やっぱり避難もですね、安全に出来ないということになってくるので、そういう冠水道路の舗装かさ上げ工事というのは、順次計画的に行っていく必要があるというふうに私も、考えております。

ただ一遍には出来ませんので、でもこれはやっぱり担当課のほうで、緊急性の高いところから順次ですね、3か所ずつぐらいの工事を実施をしていきたいと。

それとあと、路線の長いところ、例えば笹淵の山ノ井荘の裏の道路、ああいうのはもう、かさ上げだけではなくて狭隘道路の事業として、実施をしていく必要があるということでは、担当課のほうと協議をしているところであります。

そういうことで災害対策の一環としても非常に重要でありますので、舗装かさ上げ工事は、計画的にですね、行っていきたくてますので、また、この件に関するいろんな情報等があったらですね、ぜひお寄せいただければ、ぜひ私ども検証してまいりたいと思います。以上であります。

○議長

はい。再質問ございますか。

はい、次に進んでいただいて結構ですよ。中島宗昭議員。はい。

○中島宗昭議員

これは校区コミュニティー活動の今後は自治区活動の支援や校区ビジョン作成に向けて支援体制を強化していくとありますが、各区長さん方は、自治区に骨折ったが、「今度は校区づくりか」と、不満の声も聞こえます。本来なら、自治区移行等校区作りは一体的に進めるべきではなかったのか。

または校区づくりには、どのくらいの期間をかけて進められる予定なのか、2点お尋ねいたします。はい。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

自治区に関しては、区長さん方をお願いして、御説明しましたよう

に、60%ぐらいの地域で移行していただいたと、本当に区長さん方の御尽力には感謝を申し上げたいと、本当に今、いろんなリスクがある中で、やっぱりこう地域が自分たちの地域は自分たちでよくする、そういう活動、地域のつながりを今深めていただく、これが1番大事なまちづくりの目標だというふうに思っています。

そういうことで、自治区として、できるだけ地域で自立していけるような体制づくり、女性も含めてみんなで地域をよくしていけるような体制づくり、これはもうぜひ私は町の最優先課題として、実施をしていく必要があると思っていますし、それについて町としてもしっかり支援をしていかなければならない。

これからの持続可能なまちづくりのイメージといたしましては、自治区は、自分たちの住んでるところは自分たちでよくする、「ここに住んどってよかったね」と地域の人たちがみんな思えるようなそういう地域をつくっていただくということ。

それと地域自治の主体を担うのは、校区だと思っています。

校区コミュニティーをしっかりとそこで、やっぱりこう、地域自治活動が福祉であったり環境であったり自分たちで、住民の皆さんと関係団体が参加していただいたほうがいいようなところはやっぱり校区でやっていただく、それと行政がやるべきところ、こちら辺の関係をより発展させていくことが、本当にこれからのまちづくりにとって欠かせないことだというふうに思っています。

校区に関しましては実はあの、当初は、自治区と校区と同時進行で進めようということで計画をしてましたけども、これは実は、区長さん方に、自治区のお願いをし、して、校区のお願いもして、いやそれは一遍には無理だというおしかりを受けまして、まずは自治区を優先しようと、そのあとに、校区ということで、順序をつけて今取組をさせていただいているところです。

自治総合計画も、行政運営計画と行政経営計画と地域運営計画、地域づくり計画の2本立てにしまして、これからしっかり地域づくり校区ごとの地域づくりビジョンをつくっていただいて、校区づくりを、これから具体的に進めていただくということを考えています。今年中に今年度中に、校区づくりビジョンというところでの目標を持って、実は取り組んでまいりましたけども、コロナの影響があったりとかで、なかなかこう集まって話せないとか、そういうような状況がありまして、今のところまだ、なかなか進んでいないという状況ではありますただ、今年度中には、校区ビジョンづくりに

向けた一定のめどはつけないといけないなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長

それでは、再質問を。はい、中島村議員、4番目に行きます。

○中島宗昭議員

コミュニティーバス等についてなんですが、コミュニティーバスについては、導入メリットがまだ今では見込めないと。そういうことから、デマンドタクシー方式を検討するか、とあるが、タクシー業界においては、競合と考えられることから便利さだけではない別の問題も発生をしないのか。どう考えてあるのか。

○議長

はい、答弁を許します。境町長。

○境町長

中島宗昭議員の御質問にお答えいたします。
地域モビリティの問題、やっぱりこう移動弱者というか、交通弱者、これからますますふえてきます。
やっぱり町民の皆さんの声を聞くと、免許証は返納しても、買物に行けないとか、お医者さんに行けないとか、そういう声をたくさんお聞きするわけで、そういう需要というのはどんどん高くなっていくというふうに思ってます。
ですから何らかの形で、そういうモビリティ、地域交通に関しては、何らかの形で、つくらないと、できるだけ早くつくらないといけないという、そういう、ことは考えております。
ただ、当初は町内全体をバスで巡回する方式を考えておったわけですが、実際はよく検討してみると、結構、空バスが走ったりしないか、コスト的にもかなりかかりますので、やっぱりそう簡単には手を出せないという、もう少し検討が必要だということで、今足踏みをしている状況で、ございます。
デマンドタクシー方式については、熊本県のどこだったかな、金魚の町はなんやったですかね。
あそこで先進的な取組をしてるところがございまして、タクシー会社が、その電話のタクシーを担ってですね、予約をさせていただ

て、動くという形で、非常にうまくいってる。

自治体もあるようですので、そういうところを参考にしながら、議員が言われるように、民間業を圧迫しないか。

あるいは、そのほかに課題がないか、そういうことをですね、検証しながら、今のところ校区単位での、そういう仕組みづくりが1番、合理的にできるのではないかと、いうところでそういう方向ですね、検討を進めていったらどうかというふうに考えているところでもあります。以上でございます。

○議長

はい、再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

まだ現在の買物支援として移動販売、買物移動支援モデル事業を実施されております。

そういった中で、地域の利用者の状況とか声とか、また今後その事業の計画の見直しとか、そういったことを考えているのか。

○議長

お尋ねいたします。はい。答弁を許します。
境町長。

○町長

御質問にお答えいたします。

先ほど御質問ありましたように、移動支援として移動販売をですね今、モデル的に実施をさせていただいてるところでありますし、買物に限定した、移動支援モデル事業を実施をしているところであります。

医療支援モデル事業は本当に利用者の方に、非常に好評でありますので、この移動支援、モデル事業を、実際こうもう少し、拡大出来ないか、これは社協のほうで実施している事業でありますけども、こういうふうな評価を含めてですね、どういう形で、そういう、買物難民医療難民の方の、要望にお応えしていけるのかということ、は、こういう、今やってる事業の状況を踏まえてですね、また検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長

はい、再質問、中島宗昭議員。

はい、どうぞ。

やっと約束にということで、健康で長生きが1番町民の健康づくり生きがいくりをします、についてですが、本当コロナ感染症拡大の中で、事業実施は大変だと思っております。

そうした中での取組がですね特定健診しても、受診率の向上に向けての取組、その成果が大いに向上したことは、担当職員の皆さん方の努力によるものと称賛したいと思います。

また高齢者の皆さんの居場所づくり事業の充実においても、なかなかやりにくい中で、取り組まれています。

今後、取り組んでいく、中では、やっぱり社協とかそういったところだけ地域の、自治会の中で公民館とか老人会とか、そういったところとの協議の中で、活動を進めていく必要がないんじゃないかと思いますが、どう考えますか。

○議長

はい。答弁を許します。境町長。

○町長

中島宗昭議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の居場所づくり事業に関しまして本当にコロナの影響でなかなか実施を出来なかったというような状況が続いておりましたけども、やはり非常に重要な課題であります。

議員御指摘のように、やはり、これらの事業の主体を、校区であるとか、そういうところでやるのが1番効果的にできるのかなと。

例えば、居場所づくり事業を、今、集落単位でやってるような事業もありますけども、それを幾つかの集落、あわせて、居場所づくり事業として継続するとか、あと校区まとめてやるような事業、そういう形で今後高齢者の居場所づくり事業については、しっかりと今後の取組についてはですね、実施をしていくということになるのかなと。

議員御指摘のようにやっぱこれは地域をベースにした取組をですね、やっぱり考えていくというのが1番いいというふうに私は思っております。以上であります。

○議長

はい、再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

それから健康づくり推進員を配置し、地域ぐるみで健康づくり事業推進、その体制づくりは実現出来ませんでしたと。うん。

こういったことにずっと質問したらもうほとんどやっぱコロナ出てきやったとかそういった形の答弁が返ってきやしないかと思っておりますが、しかしやっぱりその健康づくり推進委員、が私がよく理解していないので、健康づくり推進委員は、福祉課の中で、つくっておりますね。福祉課の中で、つくったんですよ。

そういったことで方針か、今後は方針ということでございますので、ただしその中では、食生活改善推進員、そういったところも含めた中での活動をしていただく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

はい、答弁を許します境町長。

○町長

中島議員の御質問にお答えいたします。

ここでお答えいたしましたように本当に町民の皆さんが健康でいること、これがやっぱりまちづくりにとって非常に1番重要なこと、何といっても病気をせずにいつまでも元気で暮らしていただくと。そのために町で何をできるかということをやっぱりしっかり考えていかないといけないと思ってるんですけども、健康づくりというのがなかなか難しいという状況があります。

特定健診とか特定保健指導はある程度数字は伸びましたが、まだまだ医療費が高い状況が続いてるという状況であります。

やっぱり根本的には、一人一人の町民の皆さんが自分の健康に対してしっかりと関心を持って健康づくりに励んでいただく、そのために、健康づくりを推進していく、牽引していく、推進をやっぱり設置をすべきじゃないかということで、当初、マニフェストを約束の中に掲げさせていただきました。

ただこれに関しては、実現出来なかったわけでありまして、やはり

自治区を設立をして移行していただいたり、校区としての活動として、こういう活動は、これから推進していく必要があるんじゃないかと。特に自治区の中で、やはり女性の皆さんとかにも参加をしていただいて、地域の皆さんに健康になっていただくための、活動を担っていただく人を、やっぱりこう、地区活動の中にしっかり位置づけていただくという方向で今後ですね、お願いしていく人ということになってくるのかなというふうに思っています。ぜひそういう方向で今後取組みたいと思います。

○議長

はい、再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

今後社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを校区コミセンに配置し、地域との連携を強化していくことを目指しているということでございます。

実際その社協との話し合いは進んでいるのか、まだこれからなのか、お尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

はい、校区コミセンに、地域支援コーディネーターをはっきりと配置するというところでの社協との協議はまだ具体的にはでき上がっておりません。

ただ社協のほうとは、やはり今の社協の活動を、校区ごとにある程度実施をしていただくという方向では、協議を進めさせていただいてます。

やはりそれぞれの校区に社協の支援員を配置をして、それぞれの校区ごとにやはり生活支援、活動を校区活動として担っていただくような方向で、今後、社協のほうともですね、具体的に協議を進めていくということになると思います。

その前段として、そういう方向性についてはですね、担当課を通じて今協議をさせていただいてるところであります。

○議長

はい、再質問をお願いいたします。

中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

約束3子育て教育を町ぐるみでサポートの、本当に大木町は子育てしやすい町ということで、県下でもトップのほうだと思っております。そういった中でですね、2番目の子供医療費負担軽減、多子世帯応援制度を充実します。

県の中で、実際中学校まで、医療費が無料化されました。

しかしば高校生までの無料化というのも必要じゃないかと。

といいますのは、大木町は、環境のまちで、生ごみの分ですから、ずっと活動してきて町民の協力を得て、今があると思っております。

その環境の事業に関しては、当初、3000万ぐらいの節約が出来ていると、そういった形がありました。

それをですね、その中から、負担をしますよと。

そういった形それを町民に知らせて、町民が、やっぱり自分たちが頑張っているからそういったところに補填をされるんだと、そういった思い、だから、そういったこれ環境のほうに関係してくると思います。

そういったことですね、やっぱり、きちんと、せつかく自分たちが分別してこれだけ骨折ってるが、「どげんなるとやか」「利益は出ないかもしれないけど経費がそれだけかからないなら、税金を安くしたほうがいいんじゃないか」とかいろんなことが出てくると思います。

そういった中でその中から、負担をしますよと。

そういったことが出来ないのか。お尋ねいたします。

○議長

はい、答弁を許します境町長。

○町長

中島宗昭議員の御質問にお答えいたします。

まず子供医療費の18歳まで無料化の件については、益田田議員からも、前議会で一般質問いただいたところであります。

私もぜひこの件に関しては、前向きに検討したいというふうに思っているところであります。

中島議員御指摘のように、生ごみを分別する、正確に言うところのんができる以前と以降では、ごみ処理費が年間大体3000万ぐらい軽減されてるという実態があります。

これまで毎年毎年3000万軽減されている。

で、議会のほうで、その軽減された財源を具体的に何を使っているのかもう少し町民にはっきりアピールしろという、そういう御指摘は都度いただいておりますけどまだ実現出来てないのが実情であります。

特に、そういう財源を、子育てに使うとか、具体的にお示しすればですね、本当におっしゃるように、御指摘のように、町民の皆さんが、生ごみを分別して、大変だけでも頑張ろうという気になっていただけるんだろうと思いますので、財源を使ってどうするんだということの情報発信についてはですね是非具体的に、今後、取り組むようにしたいと。

できるだけ早く、そういう町民の皆さんに説明できるようにしたいというふうに思います。以上です。

○議長

はい。再質問ございますか。はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

ぜひ実現をお願いしておきます。

それから約束食うの3の5番目小学校35人、ふるさと教育ですね、ふるさと教育の件について、

ふるさと教育においては農業のまち、環境のまちとしてのふるさとの魅力を体験させて、ふるさとへの関心を深めさせてあるようですが、もっと大木町の歴史を学ばせるとともに、協働が誇るたくさんの方の文化人、技能技術者、技能技術の継承、体系、または各地で、今も継承されている、祭りなど様々な学習も必要ではないでしょうか。

それから県下でも、もう一つですね県下でも学校教育の充実した町として、今も優秀な人材を輩出しながらも、町内には残らない現状ですね。

それには働く場所がないこともあるでしょうが、せっかくならお

金をかけて育てた子供たちを、ふるさと大木町へとどめておきたいものです。

現在はリモートでの仕事が地元でできる時代です。

対策は考えてあるのか、この2点。お尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

はい。御質問にお答えいたします。

ふるさと教育、子供たちにしっかり大木町で暮らしたことを、年輪に刻んでいただいて、本当に大木町に対する、思いを持って、もし町外に出られるとしても、そういう思いをしっかり持っていたくということは、本当に大事なことだというふうに思っています。そういうことでこれらの取組御紹介させていただきました。

議員御指摘のようにもっと大木町の歴史を、学ばせるような機会を持ったかどうかという御指摘であります。

あるいは祭りなどに参加をしてそういう体験をやっぱりしっかりとさせることが重要じゃないかと、それはおっしゃるとおりだと思います。

大木町の歴史を学ばせるということに関しましては、実は今、補正予算において、徳永豊先生が、大木町の昔の暮らし、文化、農作業、遊び、いろんなものを、絵にまとめてあるものがありまして、それを教育委員会のほうで、製本をして、学校の副教材として利用したいと。いうことで補正でお願いをしているところであります。

ちょっと前に、暮らし、暮らしのてんすね。

20年ぐらい前ですね絵本出しましたけど、あれ本当に好評だったんですよ。

何かこう、やっぱり大木町に愛着が持てる、そういうような、絵本でしたけど、それに続く第2弾を今度、さらにあの、作成をいたしまして、子供たちに、大木町の昔の暮らし、文化、そういうものをですね、しっかりと、教えていきたいと。

いうふうに思っているところであります。

それと、優秀な人材は、できるだけ多く大木町で学んだ子供たちが、大木町残ってもらって、まちづくりの一翼を担っていただくということは、本当にですね、議員おっしゃるとおり、重要なことだと

いうふうに思っています。

正直申し上げて、切り札というか、なかなか決定的な対策が、打てないというのが実情であります。

やはり高校がない、大学がないということで、やっぱり特に大学に関してはよその大学にやっぱり行かれる方達が非常に多くて、やっぱりその大学行ってよそで就職されるという、そういう方達が結構多いのかなというふうに思ってます。

対策としては、中学校まではあるので中学校までのつながりは何とか町も持てるんだけど、高校以降の子供たちとのつながりがなかなか持てないという状況もあるので、やっぱり、中学、高校、大学生とつながりが持てるような、何かそういう仕組み、枠組みが必要ではないかなと。

例えば祭りをやるときに高校生、大学生に参加をしてもらうとか、何かその、例えば、大学生、高校生に来てもらって、町に提言をしてもらうとか、何かそういう、枠組み、そういうことを、やっぱり具体的に考えていくのも一つの方法かなと思っています。

あと、働く場所を大木町つくるということの御提言も受けることがありますけど、なかなかですね実は、じゃあ、大木町にそういう企業をすぐ誘致できるような環境にあるかという、なかなか厳しいのかなというふうに思っているところです。

そういうことではやっぱり、高校生、大学生とのつながりを今後どうしっかり持っていくかということに力点を置いていくのかなというふうに思っております。以上です。

○議長

はい。

暫時休憩します。町長と中島議員はちょっとよろしいですか。

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせをいたします。

通告の時間過ぎておりますけど、執行部並びに議員の側協議、させていただいて、15分の延長をさせていただきたいと思いますので御了解をお願いいたします。

準備を、それでは再開いたします。

再質問ございますか。はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

すいませんね。じゃ、次はWAKKAのほうに移りたいと思います。
約束4です。

WAKKAを拠点にして、産業活性化ということで、WAKKAが出来たときは、地域総合創業交流支援センターとしての期待で、私たちは希望にあふれていましたが、蓋をあけると、どうでしょう。

もう期待を裏切られ、幾度となく口を酸っぱくして、改善するように、忠告をしてきましたが一向に改善せず、今や模様の館みたいになっているようです。

今、中で何があるのか、何をされているのか、全く町民も理解されておりません。

今後に向け、WAKKAの役割を見直し、再構築されるとありますが、どのように再構築されていかれるのか。お尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

中島宗昭議員の御質問にお答えいたします。

答弁で申し上げましたように、やはり地域の産業活性化していく上で、ふるさと納税というのは非常に有望な手段であるということでありまして、実際6億近い寄附をいただきまして、その3分の1は、地域の事業所にお金が落ちてくるわけでありまして。

そういう意味で非常に有効な方法かなということで、WAKKAとしては、ふるさと納税業務を軸にですね、活動をこれまで展開をしてきたところでありまして。

ただ、ふるさと納税業務も非常に専門的な人材の育成、配置が求められるということがわかりまして、WAKKAではなかなか担っていくのが難しいということで、令和4年度からもふるさと納税業務は受けない、民間にお願いするというような形をとらせていただいております。

WAKKAの今後の役割をどうするかというのは今まさに、原点に立ち返って、再構築していくということで考えているところではありますけれども、やはりWAKKAの役割としましては、地域の特産物の開発、特に、ふるさと納税の返礼品、魅力ある返礼品の開発であった

り、そういうもののふるさと支援業務というのは一つ柱として今後、さらに充実させていく必要があるのかなというふうに思っております。

それとやはり町内家具屋さんであったりとか、ござ屋さん、であったり、いろいろ、生活関連の魅力的な事業所がございますので、そういう、事業所の皆さん、特にふるさと納税である程度大木町の産品を取りまとめることが出来ておりますので、そういう、ところで、地元の企業事業者支援をどうしていくのか、一つは企業とか事業者さんの、PR、例えば、倉庫市とか、展示会とかそういうものを一緒にやるような企画をWAKKAのほうで取りまとめて年に何回か実施をするとか、そういう形の、役割を担っていくというのがあるのかなと。

それと、ふるさと納税の良品がたくさん出ておりますので、ふるさと納税だけではなくて、そういうものを一括してネットで販売していくような、支援の仕方ということも今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それと、何といても、WAKKAが出来た一つの原点として、畑の中の道の駅という部分があります。

大木町の農の豊かさ、食の豊かさをしっかり伝えていくという事業が重要かと思っています。

そういう意味では、これまで以上に、収穫体験であるとか、体験農園であるとか、そういう事業をですね、充実をさせていくという必要があるのかなというふうに思っております。

そういうことを柱に、今後のWAKKAの事業を、町民の皆さんに目に見える形でできるだけ実施できるような、そういう形ですね、事業支援交流の拠点としての立ち位置を確立をしていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長

再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

地元の、事業者の支援とかはそういったこともあるかもしれない。今までも、地域総合支援センターの中でもそういった考え方もあったんじゃないかと思っております。

そういった中でですね、今、WAKKAの中では、2人ですかね、職員と、

社員ですかね。

今まで7、8人いたのがそのくらいなっております。

実際そこですね、さっきの学校の人材育成のあれとダブるところ、前も前回も、質問の中で話をしたWAKKAのシェアハウス化で、そして、いろんな人を呼んで、そこで仕事をするといろんな形ができると思います。

それからWAKKAの管理はもうクリエイティブおおきに指定管理されておると思いますが、それも、大幅な経費削減のために、もうやめて、町のショップで、やったほうが、物すごくいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

答弁お願いします境町長。

○町長

議員の御指摘、御提案については、しっかり検討させていただきたいと思います。

とにかく先ほど御説明しましたように、

これまでふるさと納税に軸足を置いてかなりふるさと納税事務に振り回されたという側面があったかなというふうに思ってます。

今、令和4年度に関しましては先ほど御説明しましたように、WAKKAの活動の原点をこれからつくっていかうというところで考えているわけありますので、先ほど議員御指摘のように、例えば直営も含めて考えたかどうかという御指摘でありますので、そういうことも含めてですね、今後WAKKAの事業をどう構築していくのか、今後とも特に、中島議員、WAKKAに対する関心非常にお持ちですので、いろいろ具体的な御提案いただければと思います以上であります。

○議長

はい、再質問ございますか。はい、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

次に、地域振興事業の中で、プレミアム商品券についてですが、使いがってが悪いということで本当になかなか人気がなく、今回もつい最近やっと完売と聞きました。

これは毎回のようですから、商工会や、町、大型店など、連携をと

り、商工会や町民をみんなが喜んでいただける振興事業にしてほしいが、どのように考えました。

○議長

はい、答弁を許します境町長。

○町長

はい、御指摘ありがとうございます。

プレミアム商品券事業については毎年実施をしているわけでありまして、特にこの中においてはプレミアム率を20%に引上げて、発行部数も増やしてきたわけでありまして。

7、町内の商業とか事業所の支援という意味で、実施をしてきたわけでありまして。

議員御指摘のように、プレミアム商品券、ずっとこれまでですねもう何十年か続けてると思いますが、やっぱりおっしゃるように、課題なりそういうところはしっかり整理をしながらですね、そういうところに対する対策、も考えていく必要があると思いますので改めてですね、御指摘いただきましたので、プレミアム商品券の課題、どういうところにあるのかというのは整理をさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長

はい、再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

それから都市との交流や関係人口から拡大し、中で、町内中心部に飲食店を誘致するなどのまちのにぎわいづくりを進めますということで、マニフェストで上げてありました。

しかし出来なかったということで報告を受けましたが、本当に飲食店が必要だという思いの中で、マニフェストに上げられたのかですねちょっと私、疑うわけです。

といいますのも、3月の議会だったと思いますが、小畠議員のほうから、飲食店への合併浄化槽設置における、助成金の拡大を、の質問がありました。

そういった中で、出来ないということで、あとは休憩の時間に私のほうから、助成金の拡充をしたらと言ったら、町長が言われた言葉

に驚きました。

「大木町に飲食店はいるの？」と、「よそで食べたらよかろうもん」と。そういうことを言われました。

いくら休憩時間としてもですね、そういった言葉だと思っております。今後注意をしていただきます。

本気で取り組まれたのか、その1点お尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。境町長。

○町長

中島宗昭議員の御質問にお答えいたします。

休憩中に私が本当に飲食店があるかどうかという発言をしたという御指摘であります。

ちょっと、どういう趣旨で言ったのか私全く覚えておりませんので議員が「それはちょっとどういうことか」というふうに思われたんであればちょっと軽率な発言だったのかなと。

いうところで反省をしたいと思います。

ちなみに、町内飲食店の誘致は出来なかったわけですが、議員御指摘のように、これを本当にマニフェストで上げるべきだったのかどうかというのはですね、今私も感じてるところです。

飲食店というのは経営があるわけでありまして、誘致した、すればそれが結果ではなくて、やっぱり誘致してその飲食店がしっかり町内で営業を続けていけるということが重要になってくるわけでありまして、そういうことまで含めて、単純に町内飲食店の誘致だけを、マニフェストの目標として上げるのがどうだったのかというのはちょっと私も今少し考えているところであります。

ただ町内に飲食店が少ないという声は実際あるんですよね。

やっぱね、かなりあります。

ですから、ちょっとした、特に八丁牟田駅周辺に飲食店がないという、そういう御指摘は確かにありますので、その課題は、何とかですね、しないといけないのかなというそういう問題意識は持っています。

ただ、下水の問題とかそこら辺が少しネックになってるということもありますので、ちょっとどういう形でこの飲食店を、増やしていくのかということについては、どういう形で今後考えていくの

かというのを少し整理する必要があるというふうに考えております。以上であります。

○議長

再質問、中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

時間がなくて、まだ、もうちょっとはしょっていきます。

もう、一足飛んで約束の5、女性が輝き活躍する町の中で、女性の登用、30%ということでされて、いろんな附属機関の中では、達成をしたと。

しかし、役場の中での女性の管理職は1名ということで、達成しておりません。

特にですね、今後、機構改革を行ったことで、課が減った、そういった中でますます女性の登用が難しくなってきていないのか。

ですね、1点ですね。

それから自治区との活動の在り方についても、各自治会において女性の登用の推薦を求めたということがありました。

これはですね、町だけじゃなくて、各行政区の課題でもあると思います。

いろんな形で、女性を登用していきたいと思っても、村の総会の中で出てくるのは、男性、女性はもう年配の方、ただ、総会では各家庭から1名の参加になっています。

じゃなくて、やっぱり、誰でも、一軒から2人でも3人でも、若い人もできるというような仕組みづくりであれば、若い人からもやっぱり自治区の、活動とかいろんなことに、地域づくりとかに関心を持ってくる、機会があると思います。

そういった中で、やっぱり自治会の自治会の、区の中の総会とかいろんな方の行事の在り方の検討が必要と思いますがその2点をちょっとお尋ねします。

○議長

答弁を許します境町長。

○町長

中島議員の御質問にお答えいたします。

女性管理職が今本町1名しかおりません。増えてません。
管理職をふやすという、目標を掲げていたわけで、機構改革によって課が減って、課長自体は減ったわけでありますから、なかなか厳しい状況になったなということであるかと思います。
やっぱりこの人事に関しては、そこ3年4年で、女性を半分にするとか、3分の1にするとか、なかなかやっぱりちょっと難しい面があります。
課長さんにおいては、やっぱこうずっとこう、1回やってもらった課長さんがずっと続けてやっていただく。
担っていただくことになりますので、そこら辺の人事がなかなか、ぱっとこう、ですね、女性を3人4人、寄与するというのはなかなか難しいという状況であることは御理解いただきたいと。
ただ今回の人事におきまして、主幹という制度を入れてます。
いわゆる、準管理職は、いわゆる、準管理職、マネージャー的な立場でですね参加をしていただく、これは本当に管理職候補でありますのでここにですねできるだけ女性を、入れて、管理職としての勉強していただいて、次の管理職登用につなげていくということを、ぜひやっていきたいというふうに思っています。
それと、やっぱり地域の中に女性が、役員なり、入ってもらいもしくは地域活動に女性が積極的に参加していただくということは本当にこれは大きな目標であります。
自治区を設立したから、全ての地区でそういう形がすぐできるかというところではなくて、やはり今までのやり方、今までの慣習、考え方がありますので、なかなか一足飛びには出来ない。
ただですね、女性の皆さん、特に女性ネットワークでも、自治区に関する女性の参加の仕方についていろいろ議論をしていただいてまして、地域によってはですね、やっぱりこう変わってきているところも一部見られると。
いう状況これは本当に心強い、女性の皆さんの本当に努力によってですね、少しずつ、地域によっては女性が活躍、担われるところも出てくる。
これは本当にありがたいことだなと、こういうことを町としてももう少し何とか支援出来ないかと。
いうことはしっかり考えていかないといけないというふうに思っています。以上です。

○議長

ちょっと最後、総括的なことを何か申し上げられて、閉じていただければと思いますが。

○中島宗昭議員

ですね。やっぱりこう、まだあと1時間ぐらい、全部すると、一部だったわけですけど、3年間、3年半の中でですね私、個人的に考えた感じたこと。

1番はやっぱ説明不足、議会に対してもですね、やっぱその議会軽視、住民無視の面がいっぱい見えてきました。

やっぱり町民の暮らしの現場が見えてないというのはですねやっぱ、現場を回るだけしてやっぱし住民との、話し合い、住民との意見を聞く、そういった機会が少ないんじゃないかと。

直接やっぱり町長は住民の声を聞いて、だからいつもあの、町長に言ってたのは、「出前講座じゃなかばってん各校区に出て、1月は大莞校区で、意見を聞きましょう」とか、いろいろなこと、2月は木佐木、3月は、大溝という形で、やっぱり出て行ってその現場を見らんと。

やっぱり町長室にずっとおるよりも、やっぱり町長が外に出ることも、中で町副町長がおりますので、町長は外に出てやっぱり現場を見ていろんなことを感じ取って、今大切なこと、町民が本当にこれ困ってる、ここはやっぱ、やっていかないかんというところをですねそういったところを見つけながら、またマニフェストにも上げていただきたいと思いますし、全体的に、町長がマニフェストについての、答えを出してくれ、答えといたしますか、答弁していただきましたが、今、全体的見てですね、各公約はですね、各担当課で当然推進していくことがほとんどと考えられてね、やっぱりその、各担当の職員たちが一生懸命頑張ってきたのと、そういったところはずっと私は見えます。

ですから、再度言いますが、J Aとか商工会とか、女性の会とか、若者会議とか、また地域で暮らしている住民の意見を、聞く機会をたくさん持っていただきたいと思いますを念頭に置きまして、終わります。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を2時14時45分。10分間の休憩とさせていただきます。

お疲れさまでした。

休憩 14時 34分

再開 14時 45分

○議長

はい。

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、午前中の1番、馬場高橋議員の一般質問の答弁におきまして、修正をしたい旨の申出がっておりますので、まずその旨について、境町長の答弁を許したいと思います。境町長。

○町長

はい、すいません馬場高志議員の一般質問の中の御質問の中で、4月19日に西松建設と、包括連携を締結をいたしました。

その際、東京のほうから、社長、並びに、担当部長、九州支社長などをいただきましたけども、連携協定を結ぶ、結んだ後にくるるんを御案内をいたしまして、そのあとレストランのほうで食事をしていただいております。

食事を御一緒させていただきました。そのときは、西松建設通の当時の参加された社長、部長、市九州支社長ほか担当の方、こちら側から、私と担当者2名、参加をしていたしております。

そのときの負担につきましては、西松建設の社員さんの分については、私の交際費で、支出いたしております。それと私と担当職員の分については自費で負担をいたしております。

すいませんちょっとあの、会食がなかったかという御質問でありましたので、ちょっと例えば夜の飲食とかそういうイメージがあつてちょっと、私も昔のことで思い当たりませんでしたので、そのときの答弁が間違っておりましたので修正をさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長

本件について、馬場高志議員のほうから何かございますか。

答弁の修正がありましたけど、よろしいですか。

○馬場高志議員

はい。

○議長

はい。それでは引き続き一般質問を続けたいと思います。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。

こちらも2つの質問事項がございますので、1問ずつ質問をお願いします。野口裕子議員。

○野口裕子議員

2番、野口裕子、議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

1、インボイス制度によるシルバー人材センターへの影響と、町の見解と対応は、令和5年10月より導入予定である適格請求書保存方式、インボイス制度について確認いたします。

この件は、安定的なシルバー人材センターの事業運営のため、令和3年9月議会で益田委員長が、国に意見書を提出されましたように、シルバー人材センター事業に及ぼす影響は大変大きなものです。

ちなみにこの意見書は、全国で1番に提出されています。

それほど、私たち議会は、本町のシルバー人材センターの運営に、敬意を抱いております。戻ります。

現在、197名の会員さんが、役場の委託事業を初め、事業所での作業、農家さんの営農、家庭への支援サービスなど、地域社会で活躍されており、地域社会の手伝ってほしいという声と、シルバー会員の役に立ちたいという気持ちをつなぐ役割を担っているのが、シルバー人材センターです。

しかし、今回のインボイス制度が導入されますと、公益社団法人であるシルバー人材センターは、収支相償の原則により、新たな税を賄う財源はありません。

このことによるセンター及び会員の配分金等の影響と、福岡県シルバー人材センター連合会の動向、また、それらを踏まえた本町の見解と対応についてお伺いいたします。

○議長

はい。それでは答弁を許します。益田副町長。

○副町長

2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

今年6月から本町シルバー人材センターの副理事長を務めさせていただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆる、インボイス制度が新たに導入されます。

このインボイス制度は、現在、消費税の中に複数の税率が存在することから、納税額を正確に把握することや、事務処理の効率化を目的に取引内容や消費税率、消費税額などを記載した、記載要件を満たした撤去適格請求書、インボイスを発行する制度で、仕入れ側は、このインボイスをもって、消費税の仕入れ税額控除を適用させることができるというものです。

ここで問題となるのは、現在、取引相手が課税事業者か免税事業者にかかわらず、全ての取引において仕入れ税額控除が認められている部分が、制度導入後は税務署に登録した課税事業者が発行するインボイスに対してだけ仕入れ税額控除が認められるという点でございます。

つまり、シルバー人材センターの会員は、年間売上高1000万円未満の免税事業者がほとんどであるために、わざわざ登録事業者になるとは考えにくく、インボイスの発行が出来ないことから、シルバー人材センターが会員に支払う配分金に対して、消費税の仕入れ税額控除が出来なくなってしまうです。

そしてシルバー人材センターの消費税、消費税納税額が大きく膨らみ、経営を圧迫することが懸念されるということでございます。本町のシルバー人材センターにおけるインボイスの影響を試算したところ、段階的な経過措置が認められていますが、最終的に6年後の完全実施の段階では、新たに600万円以上の税負担が見込まれています。

公益法人であるシルバー人材センターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がない状況で、シルバー人材センターの利用を利用料金を引き上げると、発注者のセンター離れを引起し、仕事が大幅に減少する、逆に、会員への配分金額を引き下げると、会員のモチベーションの低下や、退会者の続出を招き、いずれ

にしても、シルバー事業の衰退につながる恐れがあると心配されているところでございます。

このようなことから、本制度については全国で様々な問題が指摘され、国や国会議員連盟に対して、各自治体、地方議会からも多数の意見書や、要望書が送付されている状況ですが、いまだに国からの新たな改善案は示されておりません。

また、県シルバー人材センター連合会や近隣のシルバー人材センターの動向についても調査を行いました。どこも対策に苦慮している状況で、明確な方向性は見出せていないというのが現状でございます。

本町としましては、引き続き、国の動向を見守るとともに、シルバー人材センターの在り方を含めて研究していくことにしています。野口議員がおっしゃるとおり、シルバー人材センターは、地域課題の解決に結びついた、就業の機会を提供することで、高齢者の社会参加を促し、高齢者の生きがいづくりや、働くことによる、健康増進、ひいては医療費や介護費用の削減にも一役買っているものと考えております。

また、雇用者側にとっても身近な労働力確保の窓口となっており、全体として地域社会の活性化に貢献いただいているものと感謝いたしております。

しかし、今日のシルバー人材センターにおいては、定年制の延長による会員数の確保や、会員の高齢化も進んでおり、大きな課題となっております。

今後、シルバー人材センターの設立目的に立ち返り、存在意義や役割を認め、見詰め直す時期に来ているものと考えているところでございます。

今後どのような形でシルバー人材センターの大切な役割、機能を維持していったらいいのか、引き続き関係機関を交えて方向性を探っていきたいと思っております。

以上で2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁は終わります。

○議長

はい、それでは本件について、再質問ございますか。

はい、2番野口裕子議員。

○野口裕子議員

それで、今のところは、県シルバー人材センター連合会、近隣のシルバー人材センターを注視しながら、国の動向を見守っているという状況と、会員は、登録事業者になることは考えにくい、町は考えていないという方向性という説明だったと思います。

となればですね、経過処置として、来年度から令和8年度までの3年間は、仕入れ税額控除が80%、控除可能ですが、本町の規模のシルバー事業では、運営の影響が大きいのではないかと心配いたします。

副町長が説明されました、今後の課題としてシルバー人材センターの存在意義や役割の方向性を模索していくという答弁がありました。

シルバー人材センターはですね、臨時的、短期的、軽易な業務を自主的に運営する団体ですが、他のセンターによっては、会員の就業機会をふやすために、独自事業を行っているところもあります。学習教室や農産物の生産、販売、食堂運営など、様々な取組をしているところもあります。

本町のシルバー人材センターも独自事業として、マリーゴールドなどの花苗を販売し、役場前の花壇など、町の至るところを彩っています。

このような独自事業を活発に企画、開発していく資金確保や、また、もちろん今後の安定的な事業運営のためにも、町からの運営事業負担金をふやすことは出来ないかと思います。

この点についてお伺いいたします。

○議長

はい。答弁を許します。益田副町長。

○副町長

野口裕子議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおりシルバー人材センターでですね独自事業を取り組んでらっしゃるところというのが非常に多いというふうに考えております。

当町でも花苗をつくって販売するなどの取組を行ってあるということは認識をしております。

町の補助金が今800万円ほど支出をしております、国のほうから

そのそれに応じた同じ金額が補助されておるという状況です。補助金については使途が制限されておるというふうに聞いております。

公益法人ということになりまして公益事業に関すること、の中で、さらに、この限定された部分にだけ補助金を充てることができるということになっておりますので、補助金を単に上げたが、全ての問題が解決するという状況ではないということを確認をしております。

で、補助金についてはですね、先ほど言いました公益事業の中の限定されたものにしか充てないと。

いう、特別な会計処理がありまして、要は会員さんたちの福利厚生事業とかですね、役員の手当とか、あるいは負担金とかですね、租税公課、そういうものには充てれないということで聞いております。

それそういう事業、そういう科目についてはですね、やはり今シルバー人材センターの事務費で全部充ててるということになると、やはり独自事業等をふやしていくということしか、解決の道筋はないというふうに考えてます。

で、今現在この改憲、独自事業、ふやす、ふやす、ふやしていくと、事務費を、単に上げればいいのかというと、逆に事務費を上げてしまうと依頼するほうからすれば、費用負担が大きくなってしまふということになって逆に発注の機会を減らすということにもつながりかねませんので、非常に難しい問題があるというふうに認識をしております。

ですので、今後ですねこのシルバー人材センターのこのインボイスを発端にした課題ではありますが、先ほど言いました、シルバー人材センターの会員さんの確保、これだけの会員さんで、どれだけの事業が可能なのか、あるいは高齢化がどんどん進んでる会員さんに対して適切な、事業を提供、つくり出すことができるのかどうか、そういったこともあわせてですね、複合的に検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えているところです。

で、この件につきましては健康福祉課はじめ、シルバー人材センター社会福祉協議会、担当者集まりまして、今検討を始めたところでございますので、いろんな先進事例とも研究しながら、方向性を探っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長

はい。それでは本件について、最後の質問ございますか。

はい。野口裕子議員。

○野口裕子議員

補助金を上げることは制約があって簡単にできることではない。

でも独自事業をふやすためにも、何か

そういう機会をですね、持っていただきたい、話合いの場を持っていただきたいと思います。

私はですね月に何度か事務局を訪れるのですけれども、いつもその明るい挨拶の声に、会員さん事務局のですね、きびきびと動かれてある姿に大変活気を感じています。

今回の広報誌、「すずなり」の表紙もインパクトがあって、皆さん生き生きとした表情で、環境のまち大木町は、自分たちが支えている「まかせね」という感じの写真だったと思います。

こういうふうにですね高齢者というか、先輩方が、元気な町は安心出来ます。はい。私も、あの方たちのように、年を重ねていけばいいんだなということがわかります。

このインボイス制度は、国が進める制度ですから、町としては動向を見守る、でもこれに関連して、シルバー人材センターの在り方を考えていくということですが、このことをですね、会員連れからシルバー人材センター、また発注者にですね、大変重要な事項ですので、今後の動向については、適宜、情報をしっかり伝えていただくように、そのことはしっかり押さえていただきたいと思います。質問ではありません。意見です。

○議長

それでは、次の質問に移ってよろしいですか。

はい。

それでは2項目めのまちづくり町民アンケートの調査をどう生かしているのかについての質問をお願いいたします。

○野口裕子議員

まちづくり町民アンケート調査はどう生かされているのか。

令和2年度に続き、令和3年度も行われたまちづくり町民アンケートであるが、2000通の配布に対し、50.4%の回答。

1007人の町民からの協力をいただいています。

この回答をどのように分析を行い、本年度の事業にどう生かされているのか、また、令和2年度は結果の公表を、広報紙、ホームページ上で実施していませんが、令和3年度分は、すいません。

間違えました。

訂正します。

令和2年度は、結果の公表を、広報紙、ホームページ上で実施していますが、令和3年度分は公表していないのはなぜでしょうか。

その理由を明確に答弁してください。

○議長

それでは、答弁を許します。山口財務会計課長。

○財務会計課長

2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まちづくり町民アンケートにつきましては、令和3年度から令和9年度までの7年間を計画期間として策定しました。

自治総合計画の進捗達成具合を評価する目的で、毎年、実施することとしております。

自治総合計画においては、『住み続けたいと思える持続可能な循環のまちおおき』を基本理念とし、住民と行政で目指すまちの未来を、六つのまちの将来像と、二つの経営ビジョンとして定め、それをより具現化した象徴的な手法として、25の目指すまちの姿を定めています。

この目指すまちの姿に、主に町民アンケートの結果を成果指標とした数値目標を定め、その通知を毎年把握することで、自治総合計画の進捗管理、達成具合の評価検証を行い、基本理念の着実な達成を目指しているところです。

さて、1点目の回答をどのように分析し、本年度事業にどう生かしているかについてですが、この町民アンケートは、令和2年度においては、目指すまちの姿の達成度をはかるために、設定する数値目標の初期値を定めるために行ったもので、その結果をもとに、将来の数値目標を設定し、自治総合計画を策定しています。

アンケート結果については、自治総合計画の策定のお知らせとして、自由記入で寄せられた主な意見についての回答を添えて、令和3年4月号の広報紙、あわせて、町のホームページに掲載したところ

です。

次、令和3年度に実施したアンケートですが、こちらは、自治総合計画が、スタートしてから初めての進捗管理、達成具合を評価検証のために実施したもので、今年3月に集計を終え、この集計結果を決算審査調書に反映させるなどして、各種事業がきちんと目指すまちの姿の実現に寄与しているのかを評価検証し、より効果的な事業内容の見直しにつなげていくこととしております。

次に、2点目の令和3年度のアンケート結果が、公表されていないのはなぜかについてですけれども、町民アンケート結果の公表については、先ほどから申し上げているとおり、町民アンケート結果が目指すまちの姿の達成度をはかる数値指標であることから、目指すまちの姿の実現のために実施した事業評価、事業決算とあわせて公表すべきものと考えておりますので本9月定例会において、令和3年度の事業決算の認定を受けた後、広報紙、ホームページに、自由記入で寄せられた主な意見についての回答も添えて公表することといたしております。

広報紙につきましては、校了日の関係等もございますので、広報11月号に掲載する予定です。

以上で2番野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい。

それではまず1項目めのアンケート結果をどう生かしているのかについての再質問ございますか。はい、野口裕子議員。

○野口裕子議員

2点まとめて、再質問いたします。

この町民アンケートの結果が、自治総合計画の目標達成の成果指標になっていることはよくわかりました。

そしてこのアンケート結果によって、ひもづけされている事業がうまく住民福祉につながっているのかを評価検証するということ、また、2点目の質問、公表していない理由は、決算した事業とあわせて考えているので、9月議会後の広報11月号に公表を予定しているということですね。

このことを踏まえて、まず、決算した事業とあわせて、完結した内容として公表するには、それなりの期間は必要でしょうが、今のこ

の情報社会に、そして、アンケートも集計しやすいように、ロゴホームを活用していたのにもかかわらず、このように、遅い11月というのは、いかがなものかと思います。

速やかに公表すべきではないかと思います。

今年1月に答えたアンケート結果が、11月の公表というのは、随分遅いのではないのでしょうか。

協力して答えた1007人の町民はどう思っているのでしょうか。

自由記入の意見を述べさせてもらいますと、「町政に対して意見や提案をしても反映されていない」、「提案にどのように対処されているのか疑問に思う」という意見や、「このアンケートも反映されないのであろう」という悲観的な意見、また、「ただの意見聞きであれば不要、必ずフィードバック」をしてほしいという声がありました。

アンケート調査表の説明に、アンケート調査表のですね、表ですね、この表紙のところにですね、公表は、町のホームページでお知らせしますとだけあります。

しかしですねここに、いつお知らせするのかまで明記したほうが親切だと思います。

最初からこの決算後に公表すると計画していたのであれば、11月になると、明記すべきではないことを私は思います。

町民はびっくりすると思いますよ。

11月、なぜそんなに時間がかかるのか。

私もですねてっきりもうこのアンケートによって、今年度の事業、令和4年度の事業に生かされるのではないかと私は思っていました。

住民サービスを最優先に考えれば、もっとスピード感を持って取り組むことが出来ないのかと思います。

このスピード感を持って取り組むということについてお伺いいたします。

もう1点、この自由記入に寄せられました意見についてお伺いいたします。

このアンケートの最後に、町政に関して、御意見御提案などがありましたら御記入くださいとあります。

本当に多くの町民から、もう200通ほどのですね、日頃感じていることを御回答いただいておりますが、この自由記入についてはどう取り扱われたのか、お伺いいたします。

以上2点です。

○議長

はい。それでは答弁を許します。山口財務会計課長。

○財務会計課長

はい、野口剛議員の再質問にお答えします。

まず、おっしゃるとおり、町民アンケートの集計作業は、3月には完了していましたので、4月または5月にですね、公表することも可能でした。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、町民アンケートの公表時期につきましては、町民アンケートをなぜ実施するのか。

その結果を町がどのように活用しているのか。

町民の方々に理解してもらうためには、実施した事業評価、事業決算とあわせて公表すべきものと考えていますので、事業決算の認定を受けた後の9月議会定例会終了後を考えているところでございます。

しかし、野口議員おっしゃることも理解出来ますので、今後の、アンケートの調査につきましては、公表時期を早めるのか、また、アンケート依頼文書にですね、先ほど申し上げられましたように、公表時期の明細、公表予定時期、また、なぜこの時期になるのかを記載するような見直しを図るなど、いろんな面をですね、考慮したところで検討させていただきたいと思います。

また、アンケートの結果につきましては、令和4年度の事業に活かされていないわけではありません。

先ほど申し上げましたように、集計作業は、3月に完了し、集計した結果は、各課に情報共有をしております。

結果を念頭に、令和4年度の事業、実施の上では、改善などに活用されているところでございます。

2点目の再質問で自由記入欄で寄せられた意見について、どのような対策をされているのかについてですけれども、アンケートの自由記入欄で寄せられた意見については、町民の貴重な意見として受け止めており、この意見は、アンケート結果の数値指標にも影響を与えることだろうと認識しているところでございます。

この寄せられた意見は、全てを一覧にまとめて、各課に情報共有させていただいており、業務遂行の参考にさせていただいたところ

でございます。

また、意見の中でも、多くの意見があり、町民の方々に情報提供したほうがいいような意見は、アンケートの公表と一緒に公表することとしています。

以上で2番野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい。本件につきまして、3回目の質問ございますか。

はい、野口裕子議員。

○野口裕子議員

はい。

今後公表の在り方を考えていただくということで、はい。

よろしくお願いいたします。

自由記入に寄せられた意見に対しては、各課が持ち帰り、課内で課題共有して、また課題整理して、検討していくという、内容によってはですね、もう、もう実際に検討されている事業や実際に進めている事業、またもう行っているのに周知がうまくいっていない事業があったと思います。

ちょっと話が変わって例えばなんですけれども、先日ですね私住民の方から相談されてですね、卵の殻を環境プラザに持ち込むのが大変だから回収用の生ごみバケツと一緒に小さなバケツを置いてもらうよう町に言ってほしいということを相談されました。

「これ、卵の殻、燃やすごみと一緒に出してもいいとよ」って言ったら驚かれました。

このようにですね何かきちんと正しい情報が住民に届いていないこともあるのではないかと思います。

今回のですね、この本題のアンケート数値結果は、コロナ禍の影響を大きく受けた事業もありますが、目的に進んでいると私は捉えています。

特にですね、ホームページの閲覧数などは、ネット環境が整ってきたこともあり、中間目標の8万件、ですかね、これを大きく上回り、20万5000件となっていました。

行政情報が住民と共有されていると感じている町民の割合も38.7%、令和5年の中間目標の38.8%にほぼ届いています。

しかしですね、この自由記入になりますと、本町のホームページは

使いやすいとは思えません。住民目線で、探しやすい、わかりやすいホームページにしてほしいという声がありました。

私も全く同じ思いです。

もしかしたら私が書いたんじゃないかと思いました。

発信することばかりではなくてですね、受け取る住民に伝えることを意識して発信していただきたい、今後進めていただきたいと思います。

以前ですね、アンケートでまちのイメージやキャッチフレーズを聞くアンケートがありました。

そこには、このまちが好きだという声や、誇りに思うという前向きな内容や建設的な意見もあり、議会人としても目を通していて気持ちのよいものだったことを記憶しています。

このまちづくり町民アンケートの自由記入では、満足のある意見は少なく、こんなにも住みにくいまちと感じている人が多いのかと、大変残念な気持ちになりました。

以前、議会で、問がですね、バイアス質問になっていないかと指摘しましたが、この最後の自由意見にしても、もちろん反省すべき点は謙虚に受け止めていただきたいと受け止めて事業を実行していかなくてはいけないと思いますけれども、それが全てではなくてですね、頑張っている職員や、うまくいっている事業、住民から喜ばれている事業ですね、そういうものがきちんと反映されるアンケートになっているのかという疑問を覚えます。

このままで、今年度のアンケート調査を実施するのが嫌になりませんか。怖くないですか。何をするでも職員の気持ちが乗らない事業は、よくないと思います。職員の頑張りがきちんと反映されるアンケートとなるようにですね。

例えばですね、その最後の自由記入も御意見御提案ではなくてですね、御意見、御感想という言葉にすれば、ニュアンスは大分、受け取り方も変わります。

そもそもその御提案というものをですね、このような自由記入欄で、町民の言いつばなしになってしまうところでですね、安易に聞くものではなくて、やっぱりもっとですねきちんとした場で具体的に進めることができるような場で聞くべきではないかと私は思います。

こういう細かいところは、担当課で検討され、改善されることを望みます。

長くなりましたが、最後にですね、町長にお尋ねいたします。
とはいえですねこれだけの町民の不満を一つ一つ解決することは難しいでしょうが、『誰もが住み続けたいと思うまち』を目指すならば、町民に御理解いただくようもっと努力していくべきです。
先ほど、2期目の出馬表明をされた言葉にもありますように、本町の強みである協働のまちをもっと強めるためにも、スピード感と、町民への十分な説明に、しっかり取り組んでいただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長

答弁を許します境町長。

○町長

野口裕子議員の御質問にお答えいたします。
町民アンケートの内容に関すること。
いろんな、自由意見に関すること、いろいろ、御意見をいただきました。
アンケートをとって、アンケートを返す時期が、1年後になるというのは、やっぱりおっしゃるとおり、ちょっと、外れてると、目的としては、当然自治総合計画の事業進捗の、反映、事業進捗がどこまで進んだかということの指標としてアンケートをとってということでもありますけども、アンケートと回答された皆さんにとってみれば、自分が回答したアンケートがどういう結果だったのかというのは、速報版でもやっぱりお知らせすべきだろうということはおっしゃるとおりであると思いますのでそこら辺についてはぜひ改善をしていきたいというふうに思っています。
それと、アンケートの内容について延べ200件ほどの御回答いただいていると、いろんな項目に関するアンケート、自由記述をいただいておりますけども、この内容につきましては、しっかりと目を通させていただきまして、改善できる点は、とにかく改善をしていくということで、それは職員としっかり共有することから始まるのかなというふうに思っておりますけども、取り組む、取り組んでいく必要があるかなということを改めて痛感をさせていただいたところであります。
今後の本当に町政運営であり、あつたり、2期目の挑戦をさせていただきたいということで冒頭、表明をさせていただきましたけど

も、今後の本当に町政運営の、ですね、参考にさせていただく、今後取り組むべき課題をしっかりとこのアンケートの内容、もしくは自由記述欄の内容を読ませていただいてですね反映できる点はしっかり反映をしていくということも踏まえてですね、このアンケートに関して答えていただいた、200件答えていただいたこと自体で、だけでもですね本当にありがたいことだというふうに思っていますので、この答えていただいた内容について決して無駄にしないようにですね、今後に反映していきたいということでの、回答をさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長

はい、野口裕子議員よろしいですか。

何か最後感想かなんかでも、ありますか。

なければもうそのまま終わっていただいても結構です。

はい。それでは以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

休憩しましょうか。はい、暫時休憩をいたします再開を3時35分からとさせていただきます。

休憩 1 4 時 4 5 分

再開 1 5 時 3 5 分

○議長

はい。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。

古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

5番、古賀靖子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、誰もが社会参加できる、また、誰もが安心して住み続けられる環境づくりのために、男性個室トイレに、サニタリーボックスの設置を、について一般質問いたします。

そもそも、この議場にいらっしゃる男性の方は、サニタリーボックスというごみ箱を御存じでしょうか。

女性の方であれば、ほとんどの方が知っていると思います。
サニタリーボックスとは、使用済みの生理用品を廃棄する目的で、女性トイレに設置されているごみ箱のことです。
ですから、サニタリーボックスという言葉も、男性の方が聞いたことがない方がいらしても不思議なことではありません。
この認知度の低いサニタリーボックスを、今、男性トイレに設置することが求められています。
男子トイレにサニタリーボックスを設置する動きは、昨年から始まっています。
きっかけは、日本骨髄バンク評議員を務める大谷貴子さんが、男性特有の臓器である前立腺がんのがんや、膀胱がんの患者から、尿漏れパッドの捨て場に困っているという声を聞き、SNSで男性トイレのサニタリーボックスの設置が必要ではないかという呼びかけから始まりました。
大谷さんによりますと、近年、前立腺がんや膀胱がんなどが増加し、男性で尿漏れパッドを使用する人がふえているということでした。しかし、使用した尿漏れパッドの捨て場に人知れず苦労している人が多く、困っていると訴えているそうです。
私はこの話を聞いて、男性トイレの個室にごみ箱がないことを初めて知りました。
今まで私は男性のトイレに入ったことがありません。
私たち女性は、サニタリーボックスが常設されている生活をしていますので、驚いています。
また、がん罹患者だけではなく、高齢者の尿漏れパッドやトランスジェンダー当事者にとっても、サニタリーボックスの設置は、これからの多様性の社会を目指すためには重要です。
早急な対応が必要だと考えます。
そこで、男子トイレの個室にサニタリーボックスの設置は大きな問題であると思い、一般質問にすることにしました。
福岡県下では、既に今年の5月に古賀市が、8月には、糸島市が男性トイレにサニタリーボックスの設置を始めています。
このことを踏まえて、次の3点を、健康福祉課長にお尋ねいたします。

- 1、本町の公共施設の男性トイレと、多機能トイレの数はそれぞれ幾つあるのか。
- 2、本町の公共施設のトイレの管理をしている所管課はどこなのか。

3、本町のトイレ、町民から、男子トイレへのサニタリーボックス設置の要望あるか。この3点をお尋ねいたします。

○議長

はい。それでは答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、前立腺がんや膀胱がんなど、がんそのものやがんの治療だけでなく、加齢などによっても、尿失禁、頻尿、尿意切迫感、残尿感などの排尿障害が出る場合があります。

女性の場合は、尿漏れ、チョイ漏れなどの症状がある人は、40代から60代で約3割、70代では、約半数と言われています。

男性の場合は、過活動膀胱と、前立腺肥大症が主な尿漏れの大きな原因で、特に前立腺肥大症が原因で、過活動膀胱を引き起こす事が多いのが、男性の尿漏れの特徴です。

ほとんどが良性の疾患で、生活に支障がなければ、治療の必要はありませんが、まれに、脳血管障害などが原因の尿漏れもあり、注意が必要です。

尿が漏れてしまうと、そのことが気になり、クオリティーオブライフに影響を及ぼすこともあります。

また、トイレが近いとトイレが気になって外出しづらくなことや、夜もトイレに起きるために、ゆっくり眠れなくなることがあります。

外出の回数が少なくなると、認知症の発生リスクも高まることがわかっています。

その対策として、薬物療法と行動療法があり、行動療法には、食事と運動の両面でバランスよく生活改善を行うこと、骨盤底筋体操を行い、骨盤底筋群を鍛えることなどがありますが、尿取りパッドなどのケア用品を活用することも出来ます。

ケア用品も、様々なものがあり、下着感覚で使えるパンツタイプのものや、量に合わせて選べるナプキン型、デザイン性があるものや、全面通気性シートや、高吸水性ポリマーなどにより、蒸れない、漏れない、消臭効果が高いものがあります。

健康福祉課では、介護予防事業の中で、骨盤底筋体操を行ったり、健康フェスタなどのイベントで、ケア用品や、尿もれ対策、パンフ

レットの配布を行い、周知啓発を図っています。
実際に配っているものはこちらになります。
こちらが、吸水性のナプキンです。
こちらは、パンツ型になっております。
こういう、パンフレットを添えてお配りをしています。
中身がわからないように、こういう袋に入れております。
男性が尿取りパッドを使用する人がふえ、捨て場所に困るという
声を反映して、近年、公共施設の男性トイレにサニタリーボックス
を設置されている自治体があるようです。
古賀議員が紹介された日本骨髄バンク評議員を務める大谷貴子さ
んの呼びかけが、さいたま市議会で取上げられ、埼玉県内で、男性
トイレへのサニタリーボックス設置が進んだことに加え、ある男
性キャスターが、膀胱がんで膀胱を全摘出した体験談がテレビで
も放映され、話題になりました。
代用膀胱をつくってから、尿意を感じることが出来ず、腹圧がかか
ると、尿漏れを起こすため、常に尿漏れパットをあてていること。
尿漏れパッドのおかげで安心して外出することが出来、活動出来
ていることや、1階の吸水量300 c c から400 c c のものを使ってい
て、一、二時間ごとに取替えており、使用済みのパットを捨てるた
めのサニタリーボックスが、男性用トイレになくて困ったことを
テレビで発信し、設置するところが少しずつふえたそうです。
男性の尿取りパッドは、女性のものより大きいため、サニタリーボ
ックスをもう少し大きくしてほしいと呼びかけられています。
サニタリーボックスも目安として、10リットルくらいなものを設
置されているところもふえているようです。
私自身、最近、サニタリーボックスを公共施設の男性の個室トイレ
に設置されている記事を目にはしましたが、今回、一般質問で取上
げていただき、調べてみて、現状を目の当たりにしたところです。
質問1の公共施設に、男性トイレと多機能トイレの数は幾つあるの
か。
二つ目の、本町の公共施設のトイレを管理している所管課はどこ
なのかについては、資料1にまとめています。
多機能トイレは多目的トイレとしてまとめております。
大木町は、もったいない宣言をしており、基本的にごみは持ち帰る
ことを推奨しているため、多くの施設でごみ箱を設置していませ
ん。

所管課も、資料1のとおり様々ですが、サニタリーボックスやごみ箱を置くかどうかは、所管課というより、施設管理者の判断に委ねられています。

ここで、健康福祉センター1階のトイレは、温泉が週替わりで入替えのため、男女共用とみなし、全ての個室トイレにサニタリーボックスを設置しています。

資料の中では全て男性用で計上しています。

その他の男性用個室トイレには、基本的にはサニタリーボックスの設置はありません。

資料2、は、設置か所の一部の写真です。

左側は、図書情報センターの多目的トイレです。

1階にはオストメイト対応のトイレがあり、女性用とは別に、サニタリーボックスを設置していますが、表示は、オストメイトの方には分かるために、だと思いますが、表示はしていません。

右上は、大莞コミュニティーセンター、男性個室トイレ及び多目的トイレです。

ごみ箱が設置されていますが、開口ぐちに蓋がなく、表示はありません。

右下は、健康福祉センター、アクアスの多目的トイレ及び二階男性個室トイレです。

1階、二階の個室トイレに入る前のところに、大きめのごみ箱を設置しています。

多目的トイレは、合計三個ありますが、サニタリーボックスとは別に、ごみ箱を設置していますが、表示はしていません。

三つ目の質問の、町民から、男性トイレへのサニタリーボックス設置の要望はあるのかについては、現在まで要望はあっておりません。以上で5番、古賀悦子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい。それではまず1項目め「公共施設の男子トイレと多機能トイレの数には」についての再質問ございますか。はい、古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

御答弁ありがとうございます。

資料1によりますと、それぞれ違う目的があるものの、男性個室ト

イレと多目的トイレに、サニタリーボックスが設置されている公共施設があることがわかりました。

しかし、ごみ箱はサニタリーボックスではありません。

数のうちに入りません。

それと、私が知ってる範囲では、そんなに、増えたかなという感じがありますけど、多目的トイレにまず設置済みではないということは問題であると思います。

これ早急に設置するべきだと思います。

それからこの資料には載っていませんが、不特定多数の利用者がある、石丸山公園や運動公園などの場所はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長

はい。

それでは答弁を許します田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい、5番古賀靖子議員の御質問にお答えします。

まず、石丸山公園、運動公園のどちらも、男性トイレにはサニタリーボックスの設置はありませんが、多目的トイレには、サニタリーボックスが設置されています。

石丸山公園のトイレには、入り口に男性用個室トイレが一つ、小便器二つ、資料館のトイレも同様に、男性用個室トイレが一つ、小便器二つですが、多目的トイレにはおむつ交換台とオストメイトトイレ、また最大ボックスが設置されております。

運動公園にも、男性用個室トイレが一つ、小便器二つ、こちらにはサニタリーボックスはありませんが、多目的トイレ、にはベビーキープと幼児用便座、サニタリーボックスが設置されております。

以上でございます。

○議長

はい。ちょっと暫時休憩します。

「ごみ箱とは違います」という、その認識の確認。

(田中課長発言) うん。

ということで答弁をはい、再開いたします。

答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

5番、古賀靖子議員の御質問にお答えします。

ごみ箱というのは、大莞コミセンに、今ある形状がごみ箱と思いますが、ほかのところ、アクアスのほうにある多目的トイレのごみ箱、今、ごみ箱の形状なんです、そこには蓋があって、回転して入れられるようになっております。

ただ、サニタリーボックスっていうことはなかった人かどうかは、わかりませんが、そうですね。

ただそういうことも入れられるようにということではなっております。以上でございます。

○議長

はい。それでは、1点目について3回目の質問ございますか。

はい、古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

せっかく、多目的トイレにサニタリーボックスがあるとおっしゃるのであれば、1番最後に資料を渡しました、これですね。

このトイレにはサニタリーボックスを設置しております。

せめて、これを貼ってから、「サニタリーボックスを設置しております」というような、やっぱ、町民の方、使用される方にお知らせするべきではないかなというふうに感じます。

次、再々質問なんです、私が調べたときにはわかりませんでした、もし御存じならば、近隣の自治体で、公共施設の男子トイレに、もう既にサニタリーボックスを設置しているということを、おわかりになれば教えていただきたいです。

○議長

はい、答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。5番古賀靖子議員の御質問にお答えします。

近隣自治体で、まず最初に、大川市にお尋ねしてみました。

で、女性の課長さんにお尋ねして、多分ないだろうということで、改めて、男性職員に見に行ってもらいました。

するとあったんですね、あったんですが、その設置されている経緯、などはわかりませんでした。

いつからもわかりませんでした。

で、ほかに、久留米市、筑後市、柳川市、みやま市、広川町にも同様に確認しましたが、どこにも今のところ設置はされておられません。以上でございます。

○議長

「設置するのであればこういう明確な表記をすべきじゃないか」
っちゅうところは。はい、田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。5番古賀靖子議員の御質問にお答えします。

実際にこういうサニタリーボックスの設置っていうのが、割と新しい活動でありまして、私も、こういうことがあっているのは、紙面とかで見たことはあったんですけど、「こういうところがあるんだな」というふうに受け止めをしておりました。

実際今回の御質問を契機に、総務課とも協議をいたしまして、前向きで検討させていただきたいと考えています。

また、どういうふうにするかは、また協議をしてお答えしたいと思っております。以上でございます。

○議長

はい、それでは1項目めについてはよろしいですか。
次に移ってもよろしいですか。

○古賀靖子議員

はい。

○議長

はい。それでは2項目目についての再質問をお願いいたします。

○古賀靖子議員

ひとつだけつながりでいってもよろしいでしょうか。

○議長

はいどうぞ。

○古賀靖子議員

実は、古賀市が福岡県下で初めての取組だということで、記者会見もされてますし、テレビで報道もされてます。

で、今おっしゃったように、大川がそんなに早く取り組んでいらっしゃるんであれば、職員の方がもう知ってて、もうこれは何のためにつくったのかというぐらいは、御存じのほうがよくったんではないかなというふうに私は思いますが、残念なことだったなと。

特に、古賀市はすごくPRが上手で、ちょっと、私言いますと、100円なんですよ、100円ショップで買ってきて、それをもうたくさん設置したということを聞きましたので、それで、報道もされますし、テレビ局も来ますし、すごく先進的な市だなあというふうに皆さん思ってもらえると思うので、何かもし、そういうことがあったらどんどんどんどんPRしたほうが、本当にいいんじゃないかなというふうに「こんないい町なんだよ」「こんないい市なんだよ」ということをしていただきたいなというふうに思って、次の質問に行きます。

先ほどの答弁で、公共施設のサニタリーボックスを設置する判断を施設管理者に任せるということでしたが、ボックスの設置後の維持管理はもちろん、施設管理者だと思うんですけども、まず先に、本町の統一した考えを示すべきではないでしょうか。

お尋ねいたします。

○議長

はい、答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい、5番、古賀靖子議員の御質問にお答えします。

古賀議員御指摘のとおりだと思います。

今回の御質問をきっかけに、トイレの状況について改めて考える機会となりました。

これまでに、住民から、トイレについての要望があったことを少しお伝えしたいと思います。

ストーマという人工膀胱や、人工肛門を設置した方々からですね、オストメイト対応のトイレの設置、を要望があったということ

記憶しています。

当時、その対応のトイレはありませんでした。

そのときに、土日も開館していて、滞在時間が長い図書情報センターに設置をいたしました。

現在は、図書情報センターと石丸山公園の2か所のみ設置していますが、その後は、増設の要望はあっておりません。

そのことから、今回の御意見を踏まえて、まずは、サニタリーボックスを多目的トイレに設置し、その状況を見ながら検討したいと考えております。

設置を行うに当たり、単に設置するのではなく、古賀議員から御提案いただきました資料や、資料3の例をもとにですね、町全体として、表示の仕方も統一して行うことで、総務課とも協議をしているところです。

また、今回の御質問をきっかけに、町内には泌尿器科がありますので、今回の御質問の件で尋ねたところ、男性の尿取りパッドを使用されている方は、外出時に交換すると荷物になるので、大きめのものを使用して自宅で交換する人が多いのではないかと、いうことでした。

多目的トイレに周知を兼ねて設置することは大切だという御意見もいただきました。

また、そういう方はどんなふうにして購入されているのかということで、町内の薬局に尿漏れパッドの販売状況を尋ねたところ、年々増加傾向にあるそうです。

販売の数量は機密事項とのことで、わかりませんが、男性用は300ミリリットル用のが多く出ているとのことです。

今回の、いただいた、御質問の内容、真摯に受け止め、まずは、多目的トイレに設置するというところで、検討したいというふうを考えております。以上でございます。

○議長

はい、答弁の補足を求めます、境町長。統一的な考えを。

はい、どうぞ。

○町長

古賀議員の御質問、御指摘ありがとうございます。

本当に私たち日頃気づかない課題でありまして、やっぱり本当に

住みやすいまちづくり、もしそういう細かいところ一つ一つに気遣っていく必要性を、今回の古賀議員の質問で気付かされたということかな、というふうに思っております。

担当課長が答弁しましたように、町としての考え方をしっかり、こういうことを含めて、これは一つの事例として、こういうことを含めて小さいことにしっかり、対応していくということが必要だと思います。

まずもってこのサニタリーボックスを、多目的トイレに設置をして、しっかり表示をするという、そういう考え方を、町の関連施設であるとか、そういうところには徹底をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長

はい。古賀靖子委員、よろしいですか。

もうこの2項目については、以上でよろしいですか。

いや、もう1回最後にありますよ。はい、古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

私、提出してます資料1の1番下を、ごらんください。

これは、古賀市が記者会見発表用の資料をインターネットからとりました。これです。

御手元にありますでしょうかこの参考のところに、福岡県の罹患患者数といって、2016年から2018年までの、前立腺がん、膀胱がんの罹患患者数は記入されております。

もう年々、これだけ、罹患者がふえてるということになっております。そこで、大木町で、近年、約3年間ぐらいで結構なんですけど、前立腺がん膀胱がんの罹患者数がわかれば、お尋ねいたします。

○議長

はい。答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

5番、古賀靖子議員の御質問にお答えします。

福岡県の罹患患者数が載っていて、都道府県単位では、全国的に公表されておりますが、市町村単位っていうのが出ておりません。

で、大木町で把握できるのは、国民健康保険のレセプトデータから拾うということになります。

過去3年間っていうのは、拾うのに膨大な時間がかかって出来ませんでしたので、今、出せるっていうのがですね、国民健康保険の方のうち、令和4年から6月の3か月で、膀胱がん、術後を含む方を探してみると、8名いらっしゃいます。

令和4年1月から6月までの6か月で、前立腺がんの方が17名となります。

参考としてですね、健康福祉課のほう、福祉チームのほうで、ストーマ用装具っていうのを給付しておりますが、その対象の方が21名ということです。

で、前立腺がん、全国的に近年増加傾向にあります。

ただ、この方が全て尿もれパッドをされてるかというのがわからない。

また、膀胱がんの方でもストーマ装具の対象の方、尿漏れパッド対象の方、いずれも使用していない方、いろいろありますので、実態が健康福祉課では今つかめていないという状況であります。

以上でございます。

○議長

はい。それでは、3項目めに移ってもよろしいですか。

はい。それでは3項目めについての再質問をお願いいたします。

○古賀靖子議員

もう前向きに考えていただけるということなので、本当にその三つ目っていうのが必要かなと思ったんですが、せっかくですので、言わせていただきます。

先ほど言ったように尿漏れの原因はがんの罹患者数だけではなく、加齢による増加の傾向、が記載されているのが、資料5になります。資料5、これです。

これは、花王が、実際に、調査をした実態調査です。

で、もうごらんのとおり、30代、60代までは、女性のほうが、尿漏れが本当に多いということですが、70歳になると、男性のほうが逆転しております。

議員控室でちょっと話していると、俺たちはまだ、そんなのは用がないと、先ほど言われました。

先ほどの答弁で、町民から男子トイレへのサニタリーボックスの設置の要望はなかったということでしたが、古賀市も、糸島市も、

男性個室トイレにサニタリーボックスの設置の要望はなかったと聞いています。

古賀市の場合は、サニタリーボックスの設置は、健康福祉部長がさいたま市の設置した報道を見て市長に、誰もが利用しやすい公共の施設を、目指すべきだ、と伝えたことが始まりだと聞いています。また、糸島市の場合も、6月に一般質問されたことにより、設置するのかしないのかを、三役で話し合い、設置するということに決断した、ということをおっしゃってました。

両市とも共通して言えることは、男性個室トイレにサニタリーボックスの設置は、費用対効果を全く考えていないということです。地域共生やジェンダーの視点、多様な存在など全てが当たり前の社会になるように取組を決めた、ということでした。

この話を聞いて、最初の答弁に戻りますが、大木町はもったいない宣言しているので、基本的にゴミは持ち帰ることを推奨しているという、これは環境の視点からおっしゃってるんでしょうけども、私は、いろいろな話を聞いたりしていると、このサニタリーボックスの設置は、福祉の面、福祉の視点から考えるべきだと思って、そこで本町健康と福祉を担当している、福祉担当課に、一般質問することになりました。

もう先ほども何度か、前向きに検討するとおっしゃってますが、担当課としてのお考えをもう一度お尋ねします。

○議長

課長よろしいですか。（はい。）はい。

答弁を許します。田中健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい、5番、古賀靖子議員の御質問にお答えします。

今回、健康福祉課に対しての御質問の趣旨としましては、恐らく、健康福祉課として、尿取りパッドを使用していて、男性用トイレにサニタリーボックスがないので、捨てる場所に困っていたり、また、ないために外出を控えている人がいないか。

そういう人たちの声に寄り添ってほしいという思いからであるというふうに考えました。

実際、今も健康福祉課として、イベント等で尿漏れパッドやおむつ、パンフレットの配布を行っていますが、必要な人に届いているの

か、必要な人に届くためにはどうしたらよいのか、と考えています。介護予防事業でも、骨盤底筋体操の講座を開設したところで、当事者は、そのネーミングでは、参加をためられるのではないかと。ということで、一般の介護予防事業の中で、骨盤底筋体操を取り入れたりしております。

今回のサニタリーボックス設置の御質問については、今後の周知や啓発について、改めて考える機会をいただき、ありがとうございます。

サニタリーボックスの設置の目的と、ごみを混入しないように表示を行うということで、検討しています。

まずは、多目的トイレに設置し、状況を確認して、今後につなげていきたいというふうに考えております。

今回御質問いただきありがとうございます。以上です。

○議長

はい、それでは本件について、最後の質問ございますか。

はい、古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

御答弁ありがとうございます。

最後に、境町長にお尋ねしたいと思います。

古賀市と糸島市の状況を知るために、私、疑い深いので、現場に行ってきました。

資料1、これの資料の1、これですね。

古賀市、の地図と、古賀市はこれ、私のとってきた写真です。

本当に設置しているのかどうか、それと、どんなふうに設置しているんだろうかというのと、1番最初の、これに番号をつけて、古賀市役所が1番、サンコスモ古賀が2番というふうにして、この地図の中に落とし込んでいます。

それで、本当に設置はされておりました。

しかし、古賀市のサニタリーボックスは、サニタリーボックスに直接、このサニタリーボックス、「尿漏れパッド等はこちらにお捨てください」とだけ書いてありました。

これを見ていただくと分かるんですけど、これはこれですね、これは本当に小さいんですよ、こんなに小さいんだと思って、男性用は女性と違って大きいので、もう本当にこれでは大丈夫かなという

ふうに感じました。

次に、3、4を、ごらんください。

同じように番号をつけています。

糸島市は、今度は端と端に行こうと思って、港のそばにある休憩所や、手前のほうに旧野球場などがあったので本当にここまで、入っているんだろうかと思って行きました。

で、糸島市は、ちゃんと、これがまず張ってあって、これ、外に貼ってある扉に張ってあるところもあるんですけど、入ってみたいとわからないこともありました。

内側にあった上で、サニタリーボックスにも直接、これはサニタリーボックスですよ、っていうふうに書いてありました。

で、本当にこれも同じように、小さいです。

これ本当に大丈夫なのかなというふうに思いました。

で、どちらとも共通しておっしゃったのは、古賀市の保健福祉センターと糸島市の健康福祉センターの担当者は、設置しているサニタリーボックスについて、「手で触れるタイプなので、今の感染症の観点から、本当に衛生面はこれでいいのだろうか、というふうに疑問が少し残ってる」と言われています。

これは本当の現場の声だと思います。

設置後は市民から何か反響がありましたか、というふうにお尋ねしたら、全くないと。

ただ、自治体、市町村からの問合せが多い、ということでした。

印象的な発言は、古賀市のリーパスプラザこがで対応していただいた男性の職員の方が、今、サニタリーボックスの利用がなくても、何にも問題はありません。

サニタリーボックスの設置は、古賀市が社会の多様性に取り組む姿勢です。

私もいずれ利用するかもしれません、と古賀市に住んで安心しています。

男子トイレにされたりボックスの設置を、まず、公共施設から、そして、民間施設、民間に広げていきたいですと言われたことです。

男子トイレにサニタリーボックスの設置については、SDGsの17の目標の中で、3、全ての人に健康と福祉を、5、ジェンダー平等を実現しよう、6安全な水とトイレを世界中に、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、に関わっていると思います。

SDG s の目標達成は「社会問題の解決は身近な行動から」のはずです。

このことを踏まえて、町長の目指すまちの姿、の考えをお尋ねいたします。

○議長

はい。答弁を許します。境町長。

○町長

古賀靖子議員の御質問にお答えをいたします。

サニタリーボックスの件で、今回御質問いただきまして、お答えする前に、総務課長を含めてですね、対応を検討したわけですけど、町ぐるみで取り組もうということをですね、事前に、担当課も含めて、確認が出来たものであります。

ひとつ、非常に大きなきっかけになっていただきまして、本当にありがたいと思います。

SDG s のことを触れられました、SDG s、今大木町が目指してる、本当に究極的な目標だというふうに考えてます。

御存じのように、2015年国連193か国全ての、国の賛成で成立をした、2030年アジェンダ、含まれてる、17の目標、であります。

このSDG s というのは、今回大木町が策定をいたしました自治総合計画の中に、第2章の中に、それぞれ全ての政策施策について、SDG s とのつながり、かかわりについて記述をしています。

そういう意味では、SDG s の目標というのは、大木町のまちづくりの究極の目標であるというふうに考えています。

そういう意味では、大木町においても、どんな小さな、課題に対しても、しっかり先ほど糸島の担当者の方ですかね、答えられた、自治体の姿勢というかですね、そういうものをしっかり示していくという、そういうことにつながるのではないかというふうに思っておりますので、この、サニタリーボックスのことに限らず、誰1人取り残さない、まちづくりという、まちづくりの究極の目標を、自治総合計画にもしっかり掲げさせていただきいただいておりますので、そのほかの政策課題においてもですね、そういう細かいところまで本当に、気がついていけるような、そういうような、やっぱり自治体になっていきたいと。

そうすることで住民の皆さん一人一人の満足をですね、高めてい

ければいいということを、改めて感じたところであります。
そういう方向に向けて、職員の皆さんにしっかりと御理解をいただいてそういう意識を持ってまちづくりに取り組んでいきたいと思えます。以上であります。

○議長

はい。それでは、何か最後に一言ございますか。

はい、古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

健常者だった方が病気で障害者になられた方から、御家族からお話を聞いたんですけど、その方がトイレを使用する際にですね、そのトイレに手すりのバーがついているだけで安心だ、障害者になり、トイレの大事さが本当によくわかったと、御家族に話してらっしゃるそうです。

本町も、誰もが安心して使用できるトイレにぜひしていただきたいと思えます。以上です。

○議長

はい。それでは以上で5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。

はい。それでは、お諮りいたします。

明日9月6日は御承知のような状況でございますので、大木町議会会議規則第9条第2項に基づき、休会したいと思います。

加えて、翌9月7日は休会の日ではありますが、都合により、同規則、同条第3項に基づき、議事の都合により特に会議を開くことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。よって、9月6日は休会すること及び9月7日は、特に会議を開くことに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。

御異議ありませんか。御異議なしと認めます。

したがって本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は9月7日午前9時30分をお願いいたします。

お疲れさまでした。

延会 1 6 時 1 5 分